

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月25日

【事業年度】 第4期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員
大西 洋

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(5843)5115

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経理部長
山崎 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(5843)5115

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経理部長
山崎 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	(百万円)	1,426,684	1,291,617	1,220,772	1,239,921
経常利益	(百万円)	35,052	19,730	27,093	38,452
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	4,683	63,521	2,640	58,891
包括利益	(百万円)	-	-	2,654	52,968
純資産額	(百万円)	489,740	425,120	418,152	468,479
総資産額	(百万円)	1,351,633	1,238,006	1,237,775	1,227,947
1株当たり純資産額	(円)	1,225.85	1,049.09	1,030.60	1,157.37
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額()	(円)	12.08	162.51	6.69	149.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	12.07	-	6.69	149.03
自己資本比率	(%)	35.2	33.4	32.8	37.2
自己資本利益率	(%)	1.0	14.3	0.6	13.6
株価収益率	(倍)	62.7	-	111.9	6.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	18,162	3,604	33,211	57,843
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	27,429	47,443	24,419	15,939
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,116	41,688	11,241	44,940
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	34,749	37,366	56,649	53,017
従業員数		17,352	14,719	13,988	13,403
(外 平均臨時雇用者数)	(名)	(13,373)	(13,903)	(15,162)	(13,532)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	(百万円)	12,058	12,072	8,334	16,091
経常利益	(百万円)	8,491	6,584	3,724	10,592
当期純利益	(百万円)	7,759	6,209	2,728	3,102
資本金	(百万円)	50,006	50,024	50,047	50,102
発行済株式総数	(千株)	387,859	394,584	394,630	394,751
純資産額	(百万円)	450,534	457,389	456,103	456,675
総資産額	(百万円)	451,467	458,309	767,846	777,383
1株当たり純資産額	(円)	1,159.82	1,156.96	1,153.53	1,154.36
1株当たり配当額	(円)	14.00	10.00	7.00	10.00
(内1株当たり 中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	20.01	15.89	6.92	7.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	20.00	15.88	6.92	7.85
自己資本比率	(%)	99.6	99.6	59.3	58.6
自己資本利益率	(%)	1.7	1.4	0.6	0.7
株価収益率	(倍)	37.8	63.2	108.3	123.6
配当性向	(%)	70.0	62.9	101.2	127.2
従業員数		143	284	265	248
(外平均臨時雇用者数)	(名)	(-)	(126)	(106)	(93)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第1期の1株当たり配当額14円には、特別配当4円を含んでおります。

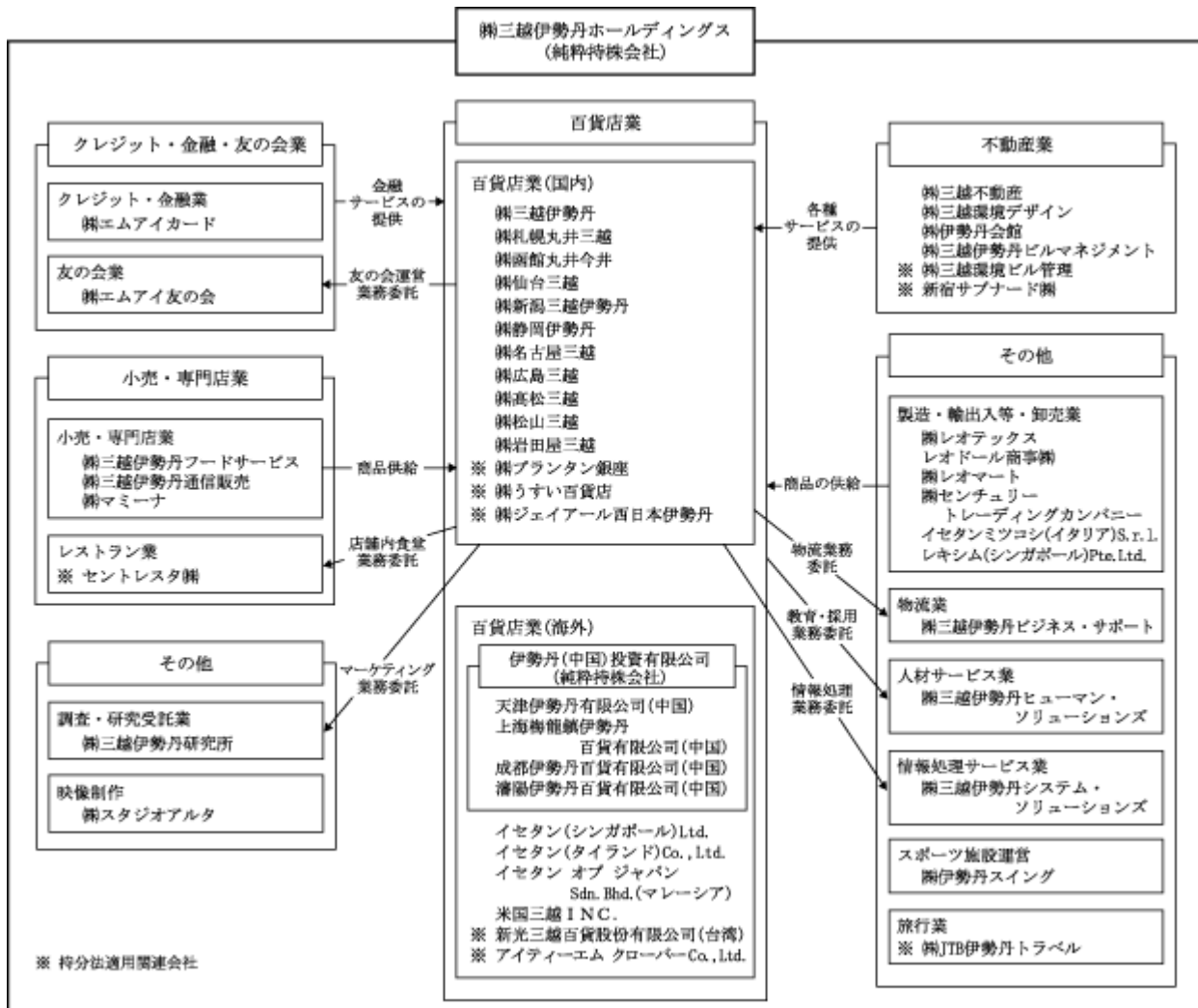
2 【沿革】

- 平成19年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 平成19年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 平成20年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 平成21年6月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 平成21年6月29日 平成21年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 平成21年10月8日 当社の普通株式を証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。
- 平成22年3月14日 当社は、株式会社伊勢丹の吉祥寺店の営業を終了いたしました。
- 平成22年4月1日 当社は、百貨店事業に関わる組織再編として、株式会社三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店事業を吸収分割により各地域事業会社に承継させる地域事業会社化を行いました。株式会社新潟伊勢丹は株式会社三越の新潟店の事業を承継し、「株式会社新潟三越伊勢丹」となりました。
- 平成22年9月11日 株式会社三越の銀座店が増床リモデルオープンしました。
- 平成22年10月1日 株式会社岩田屋と株式会社福岡三越が合併し、「株式会社岩田屋三越」となりました。
- 平成23年4月1日 株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し、「株式会社三越伊勢丹」となりました。また、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し「株式会社札幌丸井三越」となりました。
- 平成23年5月4日 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹（持分法適用関連会社）は、JR大阪駅（大阪ステーションシティ）のノースゲートビルディングに「JR大阪三越伊勢丹」を開業いたしました。
- 平成24年3月31日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越新宿アルコット店の営業を終了いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社41社、持分法適用関連会社9社、非連結子会社17社、持分法非適用関連会社2社（平成24年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、小売・専門店業、不動産業及びその他の5事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司（中華人民共和国）、天津伊勢丹有限公司（中華人民共和国）、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、成都伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、瀋陽伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co., Ltd.、イセタンオブジャパンSdn. Bhd.（マレーシア）、米国三越INC.、(株)プランタン銀座、(株)うすい百貨店、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、新光三越百貨股？有限公司（台湾）、アイティーエム クローバーCo., Ltd.（タイランド）	連結子会社 20社 持分法適用関連会社 5社 非連結子会社 5社
クレジット・金融・友の会業	(株)エムアイカード、(株)エムアイ友の会	連結子会社 2社
小売・専門店業	(株)三越伊勢丹フードサービス、(株)三越伊勢丹通信販売、(株)マミーナ、セントレスタ(株)	連結子会社 3社 持分法適用関連会社 1社
不動産業	(株)三越不動産、(株)三越環境デザイン、(株)伊勢丹会館、(株)三越伊勢丹ビルマネジメント、(株)三越環境ビル管理、新宿サブナード(株)	連結子会社 4社 持分法適用関連会社 2社
その他	(株)レオテックス、レオドル商事(株)、(株)レオマート、(株)センチュリートレーディングカンパニー、イセタンミツコシ（イタリア）S.r.l.、レキシム（シンガポール）Pte.Ltd.、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)伊勢丹スイング、(株)三越伊勢丹研究所、(株)スタジオアルタ、(株)JTB伊勢丹トラベル	連結子会社 12社 持分法適用関連会社 1社 非連結子会社 12社 持分法非適用関連会社 2社



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱三越伊勢丹 4、6	東京都新宿区	10,000	百貨店業	100.0	役員の兼任 2名
㈱札幌丸井三越	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
㈱函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
㈱仙台三越	宮城県仙台市青葉区	50	百貨店業	100.0	
㈱名古屋三越	愛知県名古屋市中区	50	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
㈱静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
㈱新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	
㈱広島三越	広島県広島市中区	50	百貨店業	100.0	
㈱高松三越	香川県高松市	50	百貨店業	100.0	
㈱松山三越	愛媛県松山市	50	百貨店業	100.0	
㈱岩田屋三越	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 2名
伊勢丹(中国)投資有限公司	中華人民共和国 上海市	米ドル 60,371,000	百貨店業(持株 会社)	100.0 (100.0)	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	90.0 (90.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 14,990,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	米ドル 19,150,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール)Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド)Co., Ltd. 2	タイ バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 20,000,000	百貨店業	51.0 (51.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
㈱エムアイカード	東京都新宿区	1,100	クレジット・金 融・友の会業	100.0	
㈱エムアイ友の会	東京都千代田区	100	クレジット・金 融・友の会業	100.0 (100.0)	
㈱三越伊勢丹フードサービス	東京都中央区	100	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
㈱三越伊勢丹通信販売	東京都江東区	50	小売・専門店業	100.0	
㈱マミーナ	東京都新宿区	100	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
㈱三越不動産	東京都千代田区	100	不動産業	100.0 (100.0)	
㈱三越環境デザイン	東京都大田区	100	不動産業	100.0 (100.0)	
㈱三越伊勢丹ビルマネジメント	東京都新宿区	40	不動産業	100.0	
㈱伊勢丹会館	東京都新宿区	60	不動産業	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
(株)レオテックス	東京都江東区	100	その他(製造・ 輸出入等・卸売 業)	100.0 (100.0)	
レオドル商事(株)	東京都中央区	100	その他(製造・ 輸出入等・卸売 業)	100.0 (100.0)	
(株)レオマート	東京都千代田区	10	その他(製造・ 輸出入等・卸売 業)	100.0 (100.0)	
(株)センチュリートレーディング カンパニー	東京都新宿区	20	その他(製造・ 輸出入等・卸売 業)	80.0 (80.0)	
イセタンミツコシ(イタリア) S.r.l.	イタリア ミラノ市	ユーロ 100,000	その他(製造・ 輸出入等・卸売 業)	100.0 (100.0)	
レキシム(シンガポール)Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 5,000,000	その他(製造・ 輸出入等・卸売 業)	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹ビジネス・サポー ト	東京都新宿区	50	その他(物流 業)	100.0	
(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソ リューションズ	東京都新宿区	100	その他(人材 サービス業)	100.0	
(株)三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	東京都新宿区	90	その他(情報処 理サービス業)	100.0	
(株)伊勢丹スイング	東京都新宿区	50	その他(スポー ツ施設運営)	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹研究所	東京都新宿区	10	その他(調査・ 研究受託業)	100.0 (100.0)	
(株)スタジオアルタ	東京都新宿区	100	その他(映像制 作)	60.0 (60.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)プランタン銀座	東京都中央区	1,000	百貨店業	30.0 (30.0)	
(株)うすい百貨店	福島県郡山市	200	百貨店業	34.9 (34.9)	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	12,000	百貨店業	40.0	役員の兼任 1名
新光三越百貨股? 有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 9,426,846,000	百貨店業	43.5 (43.5) 被所有割合 0.0	
アイティーエムクローバー Co.,Ltd.	タイ バンコク市	タイバーツ 11,000,100	百貨店業(持株 会社)	45.5 (45.5)	
セントレスタ(株)	東京都中央区	10	小売・専門店業 (レストラン 業)	25.2 (25.2)	
(株)三越環境ビル管理	東京都中央区	50	不動産業	33.4 (33.4)	
新宿サブナード(株)	東京都新宿区	3,600	不動産業	33.3 (33.3)	
(株)JTB伊勢丹トラベル	東京都新宿区	98	その他(旅行 業)	33.7 (33.7)	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。
- 2 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
- 4 特定子会社であります。
- 5 住所は、登記上のものによっております。
- 6 株式会社三越伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(百万円)

(株)三越伊勢丹

売上高	637,826
経常利益	14,380
当期純利益	26,150
純資産額	184,794
総資産額	686,269

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	10,725 (10,420)
クレジット・金融・友の会業	403 (637)
小売・専門店業	795 (1,678)
不動産業	338 (122)
その他	1,142 (675)
合計	13,403 (13,532)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
248 (93)	48.9歳	25.5年	7,596,882

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	225 (93)
不動産業	23
合計	248 (93)

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、三越伊勢丹グループ労働組合(平成24年3月31日現在、19支部・13支部直轄分会・組合員数23,149名)が組織されています。

三越伊勢丹グループ労働組合は、日本サービス・流通労働組合連合に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、福島原発事故による電力・放射性物質の問題をはじめ、各種税制改正、欧州の財政不安等、不透明な状態が続いており、家計消費支出や小売販売額は一進一退を繰り返しておりました。

百貨店業界におきましては、一部で持ち直しの兆しが見られたものの、業態を越えた競争が激化する中、売上高は総じて前年実績を下回る状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、売上高の伸張が厳しい中でも確実に利益を確保する仕組み作りを推進しております。

以上の取組みにより、当連結会計年度の連結業績は、売上高は1,239,921百万円（前連結会計年度比1.6%増）、営業利益は23,834百万円（前連結会計年度比116.8%増）、経常利益は38,452百万円（前連結会計年度比41.9%増）となりました。なお、平成23年12月2日に法人税率引き下げに関連する法律が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した結果、当期純利益は58,891百万円（前連結会計年度に比べ56,250百万円の増加）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

百貨店業

中核の百貨店業におきましては、平成23年3月の東日本大震災による消費マインドの低迷や、東京電力管内の店舗において計画停電が実施されるなど営業面での影響が見られましたが、節電・防災関連商品や家族や大切な人との絆を見つめ直すニーズの高まりなど、お客さまのご要望の変化に対応した商品の品揃え、さらに仕入構造改革の推進による適時適品の実現、高付加価値な商品・サービスのご提供により売上は徐々に回復傾向にあります。

なお、被災した株式会社仙台三越においては、震災によって休業しておりました小型店舗・三越石巻について、被災された石巻地区の復興支援の一翼を担い、地域の方々の生活のお役に立つべく、平成23年11月15日に臨時ショップにて営業を再開し、平成24年3月8日に移転再オープンするなど、本館・小型店舗あわせて復興支援・地元貢献を図るとともに、地域の変化するニーズに対応した商品提案に努め、増収増益となっております。

百貨店事業の再編につきましては、株式会社三越と株式会社伊勢丹が、平成23年4月1日付で合併し、株式会社三越伊勢丹がスタートいたしました。また、札幌エリアにおいても同日に株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し、株式会社札幌丸井三越がスタートしました。これらの統合を機に、世界で通用する日本の良さ（モノ・コト）を紹介し日本のモノ作りの価値を見つめ直す「ジャパンセンスイズ」や、お客さまの声を起点に独自性の高い商品を企画・ご提案する「オンリー・エムアイ」キャンペーンなどを、三越伊勢丹グループ全体の取組みとして開始いたしました。

また、「顧客接点の拡大と充実」に向けた新規小型店舗事業の展開として、平成24年3月6日にラグジュアリーコスメ編集ショップ「イセタン ミラーメイク&コスメティクス」をオープンさせたほか、紳士雑貨とフーズギフトを中心とした「イセタン ハネダ ストア」を平成24年4月20日にオープンさせました。

このように、今後も「三越」、「伊勢丹」、「丸井今井」、「岩田屋」のブランドを最大限に活用するとともに、中核事業である百貨店事業における利益の最大化を推進してまいります。

海外については、成長が期待できる中国・東南アジア地域において市場の開拓と深耕に取り組み、グループ全体に貢献する収益基盤の構築を目指しております。同地域においては、堅調な経済成長を背景に各社合計で増収となりましたが、店舗再開による販売費及び一般管理費の増加により、減益となりました。

この結果、売上高は1,128,161百万円（前連結会計年度比0.9%減）、営業利益は18,068百万円（前連結会計年度比29.1%増）となりました。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業におきましては、株式会社エムアイカードが、前連結会計年度末までに三越伊勢丹グループ店舗全体で共通のサービスを提供できる体制を整えました。前連結会計年度はグループカード発行にかかる一時費用の発生により赤字となりましたが、当連結会計年度はカード会員の拡大による百貨店・外部利用手数料収入の増加と、平成22年度よりエムアイカードへの切り替えを開始した三越や岩田屋のカード年会費が発生（初年度は無料）すること等により、増収・黒字転換となっております。また、お客さまの利便性向上と会員拡大に向け、平成23年11月9日よりVISAに次ぐ国際ブランドカードとして、アメリカン・エクスプレス付カードの発行を開始しております。

株式会社エムアイ友の会も、前連結会計年度末までに三越伊勢丹グループ店舗全体で友の会運営を一元化する体制を整え、友の会のお買物カードやお買物券の相互利用を可能としたほか、平成24年1月20日より株式会社三越伊勢丹通信販売でも同お買物カードをご利用いただけるようにするなど、お客様の利便性向上に努めてまいりました。

この結果、売上高は28,549百万円（前連結会計年度比24.2%増）、営業利益は2,663百万円（前連結会計年度は営業損失5,212百万円）となりました。

小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、平成23年4月1日付でスーパーマーケット業の株式会社クイーンズ伊勢丹と食品製造卸売業の株式会社二幸（以下、二幸）が合併し、株式会社三越伊勢丹フードサービスがスタートしました。二幸の製造機能を活用した商品展開を図るなどの試みを実施しており、平成24年6月29日には、株式会社三越伊勢丹フードサービスとしては初の新規出店となる「クイーンズ伊勢丹ふじみ野店」が埼玉県ふじみ野市の「ショッピングセンター ソヨカ ふじみ野」の核テナントとして開店する予定です。

また、グループの総合的な通信販売事業の専門会社として平成23年4月に株式会社三越から株式会社三越伊勢丹通信販売が分社化し、新しい販売チャネルのひとつとして、会員制食品宅配サービス「三越伊勢丹エムアイデリ」を平成23年10月22日よりスタートさせるなど、質の高いサービスを提供しております。

この結果、売上高は87,670百万円（前連結会計年度比68.0%増）、営業利益は375百万円（前連結会計年度比510.3%増）となりました。

不動産業

不動産業におきましては、株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントが、営業支援業務および省エネ・防災関連業務の構築に取り組みました。

一方、前連結会計年度は、株式会社三越環境デザインが三越銀座店増床リモデル工事の売上を計上したことから、売上高は23,811百万円（前連結会計年度比18.5%減）、営業利益は900百万円（前連結会計年度比43.0%減）となりました。

その他

その他におきましては、情報処理サービス業の株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ、物流業の株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、人材サービス業の株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ等の営業支援機能を担うグループ会社が、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みました。

この結果、売上高は75,306百万円（前連結会計年度比11.4%減）、営業利益は1,647百万円（前連結会計年度比23.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて3,632百万円減少し、53,017百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、57,843百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ収入が24,632百万円増加しました。これは主に、税金等調整前当期純利益が19,089百万円増加したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、15,939百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が8,480百万円減少しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が12,002百万円減少したことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、44,940百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が56,182百万円増加しました。これは主に、有利子負債を削減したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比 (%)
百貨店業	1,127,542	0.9
クレジット・金融・友の会業	12,729	29.0
小売・専門店業	73,072	70.3
不動産業	11,876	6.1
その他	14,699	15.0
合計	1,239,921	1.6

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後の経済環境につきましては、世界経済の動向や株安・円高を受けた国内経済の先行き不安、また税制改正の動向等が消費者心理にマイナスの影響を与えられると思われまます。さらに、少子高齢化の進展や業態間の競争激化等の状況を踏まえますと、当社グループを取り巻く環境は引き続き厳しいものと認識しております。

しかしながら、こうした厳しい時期にあつてこそ、チャレンジを継続し独自性の高い新たな価値をお客さまにご提供し続けることで、真にお客さまから選ばれる「マイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

その実現に向けて当社グループは、下記の3つの基幹戦略に取り組んでまいります。

- 1.顧客接点の拡大と充実
- 2.生産性の高い顧客接点の再構築
- 3.グループリソースを活用するための基盤強化

基幹戦略の第一番目の「顧客接点の拡大と充実」につきましては、今現在、4つの具体的な取り組みを推進しております。

一つ目は、当社グループの根幹を担う三越日本橋本店、三越銀座店、伊勢丹新宿本店の首都圏基幹3店舗のリニューアルです。

私どもが考える百貨店のあるべき姿とは、『ライフスタイルの創造』、『新しい価値提供の継続』、『お客さまにとってのマイストア化』が具現化された百貨店であると考えております。首都圏基幹3店舗につきましては、この百貨店のあるべき姿が実現し、高い価値をお客さまにご提供する百貨店として業界のシンボルとなることを目指しております。

3店舗のうち、三越銀座店につきましては、先にご報告のとおり、一昨年9月に増床リニューアルを完了いたしました。今後は、来年春までに伊勢丹新宿本店を、また、その後に三越日本橋本店のリニューアルに取り組んでまいります。

伊勢丹新宿本店につきましては、今現在も、高感度で独自性の高い商品を魅力あふれる仕掛けで展開する「世界最高レベルのファッションストア」であります。お客さまの価値観の変化とニーズの多様化に一段ときめ細かく対応し、新たな価値を提供し続けていくために「世界最高のファッションミュージアム」へと進化してまいります。

具体的には、地下2階および地上1階から4階を改装いたしますが、各フロアの中心には「パーク」と呼ぶ情報発信スペースを設け、話題性の高いイベント等で新たな価値をご提案するとともに、フロア全体の回遊性も高めてまいります。また、魅力的な商品による視覚アプローチだけでなく、音楽、喫茶、香り等で“五感に訴える環境空間”を構築してまいります。

このような取り組みにより、リニューアル後の新たな伊勢丹新宿本店は、お客さまがファッションを感じ“お買物を目的に集う場所”であるとともに、お買物の目的だけでなくお客さまが“自然に集う魅力的な場所”に生まれ変わってまいります。

二つ目といたしましては、お客さまの生活行動圏に深く入り込み、グループのノウハウを活かした商品やサービスをご提供することで、当社グループをさらに便利に、身近にご利用いただける環境を整えてまいります。

具体的には、利便性の高い駅ビル等の外部商業施設に、当社グループが強みを持つ商品分野に特化し、150～200平米の小型店舗を展開してまいります。その第1号店としては、本年3月6日にルミネ新宿2に「イセタン ミラーメイク&コスメティクス (ISETAN MIRROR Make&Cosmetics)」をオープンいたしました。同店では、ラグジュアリーコスメ分野に強い伊勢丹新宿本店の販売ノウハウや商品調達力を活かし、国内外約20の高級グローバルブランド化粧品や化粧品関連雑貨等を、ブランドの枠を超えた新しい販売手法でご提供してまいります。

今後このような小型店舗を、首都圏の駅ビル等の外部商業施設を中心に数年間で20～30店舗展開し、その後も全国へさらなる多店舗化を計画しております。

また、本年4月20日には、羽田空港国内線第1旅客ターミナル内に、「イセタン ハネダ ストア (ISETAN HANEDA STORE) 」をオープンいたしました。同店では、紳士雑貨・用品およびフーズギフト・カフェならびにビジネスマン向けサービスを中心に、空港でより充実した時間を過ごす旅のスタイルをご提案しております。

さらに、三越と伊勢丹のオンラインショッピングシステムは、来春を目処に統合し、その基盤を活かしてWEBや通信販売等のダイレクト事業を強化してまいります。

三つ目といたしましては、お客さまとの日常的な接点をさらに拡充するため、先にご報告の食品宅配サービスを展開するとともにスーパーマーケット事業を強化してまいります。

スーパーマーケット事業につきましては、本年6月に、埼玉県ふじみ野市に「クイーンズ伊勢丹ふじみ野店」をオープンする予定でございます。今後も出店場所・条件等を精査し、新規出店を積極的に検討してまいります。

四つ目といたしましては、成長著しい東南アジア・中国において、同一エリアに基幹店を中心に複数の中小型店舗を展開するドミナント戦略を推進し、効率的かつ広範に商圈をカバーすることで事業拡大を図ってまいります。

マレーシアでは、本年5月に、クアラルンプール市近郊のショッピングセンター内に、ワンウータマ店をグランドオープンいたしました。同国におきましては、この出店により4店舗の体制となり、首都クアラルンプールの商圈を広範にカバーすることで伊勢丹ブランドの存在感を高めてまいります。

また、中国におきましても、本年秋に、国家プロジェクトとして開発が進む「濱海新区」内の近代サービス産業区に、天津市で2店舗目となる百貨店を開業の予定でございます。

続きまして、基幹戦略の第2番目の「生産性の高い顧客接点の再構築」につきましては、先にご報告の通り、首都圏店舗を中心に取り組んでいる商品の企画・調達に関わる改革を推進してまいります。この取り組みは、百貨店業界の課題であります取引先依存を脱却し百貨店のあるべき姿を取り戻すための取り組みでもあります。

具体的には、買取商品の拡大や取引先との協業等により取引関係を改善することで利益率の向上と経費削減を図るとともに、お客さまへの適時適品のご提供を実現してまいります。さらに、この取り組みは、社内におけるチャレンジ風土の醸成や人材の育成も期待できると考えております。

また、国内グループ百貨店における取り組みとして、各店の品揃えや業務オペレーションを標準化した自主運営売場の「ユニットショップ」や、お客さまに新しいライフスタイルをご提案する編集ショップ等が、売上高や利益面において成果を上げており、今後もさらに拡大することでお客さまのご満足の向上とグループ店舗の収益の向上を図ってまいります。

最後に、基幹戦略の第3番目の「グループリソースを活用するための基盤強化」におきましては、グループ共通の情報基盤であるカード事業の拡充を図ってまいります。

当社のグループカードであります「エムアイカード」の会員数と取扱高は着実に増加を続けており、特に、百貨店以外での外部利用は当社のグループ収益に大きく貢献しております。

今後につきましても、引き続き会員数と取扱高の増加を図るとともに、カードから得られる顧客情報をグループ全体で一元管理し分析できるシステム基盤を整備してまいります。また、その情報を商品・サービスの開発に活かすとともに、店舗展開や新規事業への取り組みにも繋げていくことで、グループ戦略が強力に推進できる経営基盤を構築してまいります。

当社グループは、以上、3つの基幹戦略を着実に推進することで、持続的・永続的な成長を遂げてまいります。

4 【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限

定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが判断したものであります。

(1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業及び小売・専門店業の需要は、事業展開する国内・海外各国における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受けます。従って、これらの要因により、当社グループの業績や財務状況に、悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外の事業展開におけるリスク

当社グループのセグメントのうち、百貨店業は東南アジア、中国、台湾、米国で店舗を営業しています。これらの売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける場合があります。

また、海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しています。

- 1) 予期しない法律または規制の変更
- 2) 不利な政治または経済要因
- 3) 潜在的に不利な税制度
- 4) テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

(3) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする各国において、事業・投資の許可等、さまざまな政府規制の適用を受けています。また、独占禁止、消費者、租税、為替管理、環境・リサイクル関連の法規制の適用もを受けています。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性があります。また、将来の消費税率の引き上げ等による個人の消費動向への影響も懸念されます。従って、これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループのうち、百貨店業や小売・専門店業においては、店舗による事業展開を行っています。このため、自然災害・事故等により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

昨年3月に発生した東日本大震災後、現出した電力の使用制限や消費の自粛、放射能による食料品汚染など、当社グループの営業活動に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、「地震災害対策基本計画」をもとに東日本大震災を踏まえた、大地震発生時の対応及び発生後における事業継続計画の策定などに積極的に取り組んでおります。しかし、東京直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、従業員及び建物等に甚大な被害を被る恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。

また火災については、消防法に基づいた火災発生防止を徹底して行っています。しかし、店舗において火災が発生した場合、被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、消防法による規制等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業や小売・専門店業において、消費者向け取引を行っています。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵のある商品を販売した場合、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する場合があります。更に消費者からの信用失墜による

売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、百貨店業の外商部門やその他事業の卸売業を中心として、法人向けの取引を行っています。これらの事業は契約先 1 社当たりの販売額が高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等により費用が発生した場合や、契約先の倒産による売掛金の回収が不能となった場合の費用の発生等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) データ・センター運用上のリスク

当社グループが事業を展開するための各種システムは、主にデータ・センターのコンピューター設備で一括管理しています。当該データ・センターでは、電源・通信回線の二重化、耐震工事、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線や電力供給に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合、業務の遂行に支障をきたし、グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループではこれらのデータ・センター運用上のリスクを軽減するため、各種システムを現状よりも安全性の高いデータ・センター仕様の外部施設へ移転しました。また、関東以外の地区に小規模のバックアップセンターを設置し、本センター被災時に店頭営業に必要な最低限のオンラインを提供できるようにしております。

(7) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業及び小売・専門店業、クレジット・金融・友の会業、情報処理サービス業を中心に、顧客の個人情報保有・処理しています。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備して、厳重に行っていますが、犯罪等により外部に漏洩した場合、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績分析

概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は1,239,921百万円（前連結会計年度比1.6%増）、連結営業利益は23,834百万円（前連結会計年度比116.8%増）、連結経常利益は38,452百万円（前連結会計年度比41.9%増）を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した連結当期純利益は58,891百万円（前連結会計年度に比べ56,250百万円の増加）となりました。以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

売上高

連結売上高は、1,239,921百万円となりました。中核の百貨店業では、平成23年3月の東日本大震災による消費マインドの低迷や、計画停電が実施されるなど営業面での影響が見られましたが、売上は徐々に回復傾向にあり、前年同期実績を上回りました。一方海外においても、中国・東南アジア各国では堅調な経済成長を背景に、各社合計で前年同期実績を上回りました。

販売費及び一般管理費

連結の販売費及び一般管理費は323,954百万円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。株式会社三越伊勢丹の統合効果などによる経費削減に努めた結果、前年実績を下回る実績となりました。

営業外損益

営業外損益は14,618百万円の利益となりました。営業外収益には負ののれん償却額13,234百万円、持分法による投資利益2,315百万円を計上しました。

特別損益

特別利益として664百万円を計上しました。主な内容は関係会社の債権譲渡益495百万円などです。また特別損失として13,454百万円を計上いたしました。主な内容は減損損失7,632百万円、事業構造改善費用3,779百万円などです。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は1,227,947百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,828百万円減少しました。これは主に、手元流動資金の圧縮により現金及び預金が減少したほか、減損損失の計上により有形固定資産が減少したことなどによるものです。

負債合計では759,467百万円となり、前連結会計年度末から60,155百万円減少しました。これは主に、法人税率の引下げに伴い繰延税金負債が減少したほか、有利子負債を削減したことなどによるものです。

また、純資産は468,479百万円となり、前連結会計年度末から50,326百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が増加したことなどによるものです。

(4) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、53,017百万円となりました。これは営業活動によるキャッシュ・フロー（57,843百万円の収入）に現金及び預金を加え、投資活動によるキャッシュ・フロー（15,939百万円の支出）及び財務活動によるキャッシュ・フロー（44,940百万円の支出）に充当した結果によるものです。

(5) 戦略的現状と見通し

グループ中期経営計画「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画（平成24年度 - 26年度）」では、百貨店・専門館事業、スーパーマーケット事業、ダイレクト（通販・宅配・WEB）事業、海外事業、カード事業を5つの重点事業として位置付け、以下の3つの基幹戦略を推進してまいります。

[基幹戦略1] 顧客接点の拡大と充実

よりお客さまのお役に立てる機会を増やすために、グループ最大の強みである基幹3店（三越日本橋本店、伊勢丹新宿本店、三越銀座店）の継続的な強化（顧客接点の充実）を図りながら、グループにある様々なリソースを活用することで、お客さまの消費スタイルにあった顧客接点を展開し、お客さまと接する機会の拡大を目指してまいります。

[基幹戦略2] 生産性の高い顧客接点の再構築

各顧客接点において、お客さまのご要望・ご期待に沿い、更には上回る「商品・品揃えや販売サービスの充実」を図り、顧客満足度を高めてまいります。そして、各事業・業態特性に応じた商品差益の拡大や販管費削減への取組みによる収益力強化を両立させるため、新しい仕組みの構築（ビジネスモデル改革）による生産性向上を目指してまいります。

[基幹戦略3] グループリソースを活用するための基盤強化

三越と伊勢丹の統合後、百貨店事業を中心に構築してきた基盤など、グループの持つ資源をグループ全体へ拡大・活用することで、グループのノウハウ・資源を更に蓄積し、営業面・業務運営面・コスト面で、一層の効果創出を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で19,243百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	13,838
クレジット・金融・友の会業	1,709
小売・専門店業	794
不動産業	79
その他	3,177
調整額(注)	356
合計	19,243

(注) 調整額 356百万円はセグメント間未実現利益であります。

百貨店業においては、(株)三越伊勢丹の各店改修工事等で12,208百万円の投資を実施しました。

クレジット・金融・友の会業においては、(株)エムアイカードが、国際ブランドカード対応に伴うソフトウェアの取得等で1,524百万円の設備投資を実施しました。

その他においては、情報処理サービス業の(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズが、無形固定資産の取得を中心に、3,111百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都新宿区)		事務所等	-	(-)	1	1	248 [93]

(注) 1 所在地は、登記上のものによっております。

2 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	12,547	11,697 (36)	1,754	26,002	1,490 [577]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	29,733	19,848 (21)	2,207	51,789	1,099 [1,412]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	2,075	- (-)	210	2,285	141 [525]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹松戸店 (千葉県松戸市)	百貨店業	店舗等	615	- (-)	192	808	109 [351]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹浦和店 (埼玉県さいたま市 浦和区)	百貨店業	店舗等	8,133	5,254 (5)	583	13,971	183 [497]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹相模原店 (神奈川県相模原市 南区)	百貨店業	店舗等	3,274	5,030 (10)	284	8,589	138 [393]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹府中店 (東京都府中市)	百貨店業	店舗等	561	- (-)	203	765	105 [370]
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	28,510	97,393 (12)	626	126,875	1,166 [919]
(株)三越伊勢丹	三越銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	32,003	81,736 (6)	741	115,511	384 [242]
(株)三越伊勢丹	三越千葉店 (千葉県千葉市中央 区)	百貨店業	店舗等	248	1,760 (2)	80	2,125	114 [337]
(株)三越伊勢丹	新潟三越店 (新潟県新潟市中央 区)	百貨店業	店舗等	1,505	1,959 (5)	82	3,548	65 [175]
(株)三越伊勢丹	新潟伊勢丹店 (新潟県新潟市中央 区)	百貨店業	店舗等	3,767	2,911 (7)	246	6,925	319 [379]
(株)三越伊勢丹	仙台三越店 (宮城県仙台市青葉 区)	百貨店業	店舗等	1,086	4,204 (8)	199	5,492	201 [283]
(株)三越伊勢丹	札幌三越店 (北海道札幌市中央 区)	百貨店業	店舗等	2,782	6,900 (3)	108	9,813	133 [243]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越栄店 (愛知県名古屋市中 区)	百貨店業	店舗等	2,095	4,531 (2)	293	6,922	421 [290]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中 種区)	百貨店業	店舗等	846	- (-)	63	938	86 [193]
(株)三越伊勢丹	広島三越店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	686	684 (1)	52	1,436	103 [165]
(株)三越伊勢丹	高松三越店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	4,581	3,122 (8)	78	7,854	130 [351]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹	松山三越店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	2,697	2,059 (7)	108	4,915	87 [299]
㈱三越伊勢丹	福岡三越店 (福岡県福岡市中央 区等)	百貨店業	店舗等	-	(-)	0	0	98 [285]
㈱三越伊勢丹	岩田屋本店等 (福岡県福岡市中央 区等)	百貨店業	店舗等	583	(-)	248	832	519 [410]
㈱静岡伊勢丹	静岡伊勢丹等 (静岡県静岡市葵区 等)	百貨店業	事務所等	215	(-)	21	236	163 [278]
㈱新潟三越伊勢 丹	新潟伊勢丹等 (新潟県新潟市中央 区等)	百貨店業	事務所等	358	15 (0)	46	420	384 [554]
㈱岩田屋三越	岩田屋三越等 (福岡県福岡市中央 区等)	百貨店業	事務所等	833	1,121 (3)	123	2,077	74 [339]
㈱札幌丸井三越	札幌丸井今井等 (北海道札幌市中央 区)	百貨店業	店舗等	2,767	7,631 (9)	311	10,709	276 [497]
㈱函館丸井今井	函館丸井今井等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	474	474 (5)	84	1,034	42 [124]
㈱三越伊勢丹 フードサービ ス	笹塚店等 (東京都渋谷区等)	小売・専門 店業	店舗等	1,684	1,159 (43)	660	3,503	580 [1,141]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

平成23年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
イセタン(シ ンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市	百貨店業	店舗等	2,405	1,029 (3)	1,581	5,017	555 [316]
イセタンオブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール 市	百貨店業	店舗等	2,456	(-)	554	3,011	534 [38]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

三越伊勢丹グループの3ヶ年計画（平成24年度～26年度）に基づき、設備投資については、以下の重点戦略に沿って取り組んでまいります。

顧客接点の再強化とお取引先との関係見直し（百貨店ビジネスモデル改革）

グループ基盤整備と構造改革の推進

成長事業の育成

当連結会計年度末現在における重要な設備、改修等に係る投資予定額はおよそ32,000百万円であります。

重要な設備の新設、改修等の計画は、以下のとおりであります。

改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)三越伊勢丹	東京都 新宿区 他	百貨店業	リモデル等	20,000	-	自己資金等	平成24年 4月	平成25年 3月	-

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	394,751,494	394,757,494	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株でありま す。
計	394,751,494	394,757,494	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,375 1	2,335 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	237,500	233,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,162 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,162 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>株式会社伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>株式会社伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>株式会社伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,217 1	3,217 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	321,700	321,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,560 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,560 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	株式会社伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>株式会社伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>株式会社伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

- 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(1 円未満の端数は切り上げ)

また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の 1 株当たりの払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(1 円未満の端数は切り上げ)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,623 3	3,623 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	362,300	362,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,829 4	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月9日から平成25年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,330 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	株式会社伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>株式会社伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <p>(1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>株式会社伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>を当然に放棄したものとみなされる。</p> <p>(1) 従業員の地位を平成19年 3月 31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 従業員の地位を平成19年 3月 31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前 2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、囑託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より 6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を 1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第 5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第 5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から 2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

[次へ](#)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,760 3	4,760 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	476,000	476,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,952 4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成26年8月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,391 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	株式会社伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>株式会社伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <p>(1) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹と</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>株式会社伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。</p> <p>(1) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、囑託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
 なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	42 5	42 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,280	14,280
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,174 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	24 5	24 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,160	8,160
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成27年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,170 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	25 5	25 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,500	8,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成28年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (5) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの1人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することが	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>できる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。) 承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。) 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 承継者の氏名及び住所を証する書面 その他当社が指定する書面</p> <p>(c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

5 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の数(個)	6 6	6 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,040	2,040
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 4月 1日から平成28年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア) 新株予約権者が平成27年 5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年 6月 1日から平成28年 5月31日 イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (4) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>1人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。</p> <p>除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。)</p> <p>承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)</p> <p>遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類</p> <p>承継者の氏名及び住所を証する書面</p> <p>その他当社が指定する書面</p> <p>(d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合 解任された時点</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社又は当社の子会社がその旨決議した時点</p> <p>(c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点 イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める1年間を経過する日が経過した時点</p> <p>(d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点 イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点</p> <p>(e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点</p> <p>(f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>約又は株式移転計画において定められた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>	同左

6 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以

前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	594 7	564 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,400	56,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から平成38年2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5)当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b)会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c)当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d)新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ)会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ)当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ)当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ)新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ)その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ)当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p> <p>上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

7 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第14回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の数(個)	1,762 8	1,732 8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,200	173,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 4月 1日から平成38年 2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権 1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5)当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b)会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c)当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d)新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することがで</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>きる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

8 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第15回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	930 9	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日から平成39年2月15日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 970 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。</p> <p>(3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p> <p>(4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5)当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b)会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c)当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d)新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ)会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ)当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ)当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ)新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ)その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ)当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p> <p>上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

9 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第16回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,920 10	1,920 10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000	192,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日から平成39年2月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 970 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5)当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b)会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c)当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d)新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p> <p>上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができること</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>きる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

10 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないうきは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第17回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,450 11	2,450 11
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	245,000	245,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から平成40年2月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 845 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5)当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b)会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c)当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d)新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p> <p>上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することがで</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>きる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

11 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第18回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,496 12	1,496 12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,600	149,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から平成40年2月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 845 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5)当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a)新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b)会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c)当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d)新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p> <p>上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することがで</p>	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>きる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

12 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 (注)1	387,848	387,848	50,000	50,000	12,500	12,500
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注)2	10	387,859	6	50,006	6	12,506
平成21年10月15日 (注)3	6,690	394,571	-	50,016	5,847	18,364
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)2	34	394,584	18	50,024	18	18,372
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)2	46	394,630	23	50,047	23	18,395
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)2	120	394,751	55	50,102	55	18,450

(注)1 会社設立によるものです。

2 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 平成21年10月15日付で岩田屋の普通株式1株に対して、当社の株式0.3株を割当てる株式交換を行ったことによる増加であります。

4 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6千株、資本金が2百万円及び資本準備金が2百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	88	36	1,156	368	64	145,432	147,144	-
所有株式数 (単元)	-	1,161,427	101,972	730,085	759,986	244	1,167,165	3,920,879	2,663,594
所有株式数の 割合(%)	-	29.62	2.60	18.62	19.38	0.01	29.77	100.00	-

(注)1 自己株式220,866株は、「個人その他」に2,208単元、「単元未満株式の状況」に66株含まれております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	18,961	4.80
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,190	4.61
財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	8,381	2.12
清水建設株式会社	東京都港区芝浦1丁目2番3号	6,200	1.57
明治安田生命保険相互会社 常 任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海ア イランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	5,697	1.44
三越伊勢丹グループ従業員持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	5,363	1.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,342	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	5,299	1.34
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	5,189	1.31
計		92,295	23.38

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数18,961千株は信託業務に係る株式でありま
す。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数18,190千株は信託業務に係る株式であ
ります。
- 3 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 4 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成24年4月18日付けで関東財務局長に提出された大量保
有報告書により、平成24年4月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社と
して当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。な
お、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	13,385	3.39
三井住友トラスト・アセットマネジ メント株式会社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	812	0.21
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	10,822	2.74

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 220,800	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 68,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 391,799,100	3,917,991	-
単元未満株式	普通株式 2,663,594	-	-
発行済株式総数	394,751,494	-	-
総株主の議決権	-	3,917,991	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区五丁目16番10号	220,800	-	220,800	0.06
(相互保有株式) 新光三越百貨股? 有限公司	台湾台北市信義区 松高路19号8階	-	68,000	68,000	0.02
計	-	220,800	68,000	288,800	0.07

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Capital Markets Hong Kong Limited.住所は、Level26,One Pacific Place,88 Queensway,Hong Kong であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

第1回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第5回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第5回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第6回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第9回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第10回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第11回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第12回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成22年1月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第13回

決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第14回

決議年月日	平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役3名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役4名、執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成23年1月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第15回

決議年月日	平成23年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第16回

決議年月日	平成23年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成24年1月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第17回

決議年月日	平成24年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第18回

決議年月日	平成24年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	56,224	47,294,856
当期間における取得自己株式	3,302	2,917,738

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)	5,948	5,720,181	519	492,150
保有自己株式数	220,866		223,649	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としながら、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

なお、内部留保金につきましては、当面、主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充当し、企業価値の向上を図りたく存じます。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成24年6月25日定時株主総会	3,945	10

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	1,381	1,095	1,117	979
最低(円)	599	716	680	697

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高(円)	825	819	808	870	924	979
最低(円)	756	718	748	790	821	906

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長執行役員		石 塚 邦 雄	昭和24年9月11日生	昭和47年5月 平成15年2月 平成16年3月 平成17年3月 平成17年5月 平成18年2月 平成20年4月 平成20年6月 平成23年4月 平成24年2月 平成24年4月	株式会社三越入社 同執行役員業務部長 同上席執行役員経営企画部長 同常務執行役員営業企画本部長 同代表取締役社長執行役員兼営業 企画本部長 同代表取締役社長執行役員 当社代表取締役社長執行役員 株式会社伊勢丹取締役 株式会社三越伊勢丹取締役会長執行 役員 当社代表取締役会長執行役員（現 任） 株式会社三越伊勢丹代表取締役会 長執行役員（現任）	注3	34
代表取締役 社長執行役員		大 西 洋	昭和30年6月13日生	昭和54年4月 平成17年6月 平成18年2月 平成20年3月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年1月 平成22年3月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年2月	株式会社伊勢丹入社 同執行役員経営企画部総合企画担 当長 同執行役員営業本部立川店長兼立 川店営業統括部長 同常務執行役員 株式会社三越常務執行役員百貨店 事業本部MD統括部長 同取締役常務執行役員百貨店事業 本部MD統括部長兼MD企画部長 株式会社伊勢丹代表取締役社長執行 役員 同代表取締役社長執行役員兼営業 本部長 株式会社三越取締役 当社取締役 株式会社三越伊勢丹代表取締役社 長執行役員兼営業本部長 当社代表取締役社長執行役員（現 任） 株式会社三越伊勢丹代表取締役社 長執行役員（現任）	注3	25

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役専務 執行役員		太田垣 立 郎	昭和25年 7月30日生	昭和48年 5月 平成14年 2月 平成16年 3月 平成17年 3月 平成19年 2月 平成19年 5月 平成20年 3月 平成21年 4月 平成22年 3月 平成22年 4月 平成22年 6月 平成22年10月 平成23年 4月 平成23年 6月 平成24年 4月	株式会社三越入社 同執行役員営業本部営業企画部長 同上席執行役員マーケティング推進部顧客戦略担当 同上席執行役員仙台店長 同常務執行役員百貨店事業本部副 本部長兼商品本部長 同取締役常務執行役員百貨店事業 本部副本部長兼商品本部長 同取締役専務執行役員百貨店事業 本部副本部長 同取締役専務執行役員百貨店事業 本部長 同専務執行役員 株式会社福岡三越代表取締役社長 株式会社岩田屋代表取締役社長執 行役員 株式会社岩田屋三越代表取締役社 長執行役員 当社専務執行役員 同取締役専務執行役員（現任） 株式会社岩田屋三越代表取締役社 長執行役員兼営業本部長（現任）	注 3	11
取締役常務 執行役員	管理本部長	赤 松 憲	昭和27年 9月 5日生	昭和50年 6月 平成18年 2月 平成19年 2月 平成19年 5月 平成20年 4月 平成21年 4月	株式会社三越入社 同執行役員業務部長 同執行役員グループ業務部長 同取締役上席執行役員グループ業 務部長 当社取締役常務執行役員管理本部 長（現任） 株式会社三越取締役 株式会社伊勢丹取締役	注 3	15
取締役常務 執行役員	経営戦略本 部長	杉 江 俊 彦	昭和36年 2月15日生	昭和58年 4月 平成21年 4月 平成23年 4月 平成24年 4月 平成24年 6月	株式会社伊勢丹入社 同執行役員営業本部MD統括部食 品統括部長兼食品営業部長 株式会社三越伊勢丹執行役員営業 本部MD統括部食品統括部長 当社常務執行役員経営戦略本部付 同取締役常務執行役員経営戦略本 部長（現任）	注 3	14

取締役執行 役員	経営戦略本 部経営企画 部長	白井俊徳	昭和34年1月28日生	昭和57年4月	株式会社伊勢丹入社	注3	15
				平成20年3月	同執行役員株式会社三越伊勢丹 ホールディングス準備室付		
				平成20年4月	当社執行役員経営戦略本部 企画推進部長		
				平成23年4月	同執行役員経営戦略本部経営企画 部長		
				平成24年6月	同取締役執行役員経営戦略本部経営 企画部長（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役		畔柳 信雄	昭和16年12月18日生	昭和40年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行	注3	7
				平成4年6月	同取締役		
				平成8年4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）取締役		
				平成8年6月	同常務取締役		
				平成13年6月	同常務執行役員		
				平成14年6月	同副頭取		
				平成15年6月	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）取締役		
				平成16年6月	同取締役社長		
					株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）頭取		
				平成17年10月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長		
				平成18年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行頭取		
				平成20年4月	同取締役会長 当社取締役（現任）		
				平成21年6月	本田技研工業株式会社取締役（現任） 三菱重工業株式会社監査役（現任）		
				平成21年10月	株式会社池田泉州ホールディングス取締役（現任）		
				平成21年12月	株式会社三菱総合研究所取締役（現任）		
				平成22年4月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
				平成22年5月	株式会社池田泉州銀行取締役（現任）		
				平成23年6月	東京海上日動火災保険株式会社取締役（現任）		
平成24年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行相談役（現任）						

取締役	宮村真平	昭和9年8月3日生	昭和33年4月	三井金属鉱業株式会社入社	注3	7
			昭和62年6月	同取締役		
			平成元年6月	同常務取締役		
			平成3年6月	同代表取締役専務取締役		
			平成4年4月	同代表取締役副社長		
			平成5年6月	同代表取締役社長		
				パウダーテック株式会社取締役会長(現任)		
			平成13年4月	三井金属鉱業株式会社代表取締役社長兼最高業務執行責任者		
			平成14年6月	パンパシフィック・銅工業株式会社取締役		
			平成15年6月	三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者)		
			平成19年6月	同取締役相談役		
			平成20年4月	当社取締役(現任)		
平成22年1月	三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者)					
平成23年6月	同相談役(現任)					

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		池田 守 男	昭和11年12月25日生	昭和36年4月 株式会社資生堂入社 平成2年6月 同取締役 平成7年6月 同常務取締役 平成9年6月 同代表専務取締役 平成12年6月 同代表取締役副社長 平成13年6月 同代表取締役執行役員社長 平成17年6月 同取締役会長 株式会社小松製作所取締役 学校法人東洋英和女学院理事長 (現任) 平成18年6月 株式会社資生堂相談役(現任) 東京メトロポリタンテレビジョン 株式会社取締役(現任) 平成19年4月 学校法人東洋英和女学院院長(現任) 平成20年4月 当社取締役(現任) 平成20年6月 旭化成株式会社取締役(現任) 平成21年4月 学校法人資生堂学園理事長(現任) 平成22年6月 株式会社ワコールホールディングス 取締役(現任)	注3	7
常勤監査役		高田 信 哉	昭和27年1月8日生	昭和50年4月 株式会社伊勢丹入社 平成14年6月 同執行役員経営企画部総合企画担当 長 平成17年6月 同常務執行役員経営企画部長兼経 理部担当 平成19年4月 同専務執行役員経営企画部長兼経 理部担当 平成19年6月 同取締役専務執行役員経営企画部 長兼経理部担当 平成20年3月 同取締役専務執行役員総合企画部 担当・経理部担当・関連事業部担 当 平成20年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略 本部長 平成22年1月 同代表取締役専務執行役員経営戦 略本部長 平成22年3月 株式会社伊勢丹取締役専務執行役 員総合企画部担当 平成24年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略 本部長 平成24年6月 同常勤監査役(現任)	注4	34

常勤監査役	小島 浩介	昭和28年2月1日生	昭和51年6月	株式会社三越入社	注5	11
			平成19年2月	同執行役員人事部長		
			平成20年3月	同執行役員総合企画部長		
			平成20年5月	同取締役上席執行役員総合企画部長兼コンプライアンス担当		
			平成21年4月	同取締役常務執行役員総合企画部長兼人事部管掌		
			平成22年3月	同取締役常務執行役員総合企画部長		
			平成22年6月	当社取締役		
			平成23年4月	同取締役常務執行役員管理本部長付		
			平成23年6月	同常勤監査役(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		北山 禎 介	昭和21年10月26日生	昭和44年 4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	注 4	0
				平成 9年 6月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役		
				平成13年 4月	株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員		
				平成15年 6月	同専務取締役兼専務執行役員		
				平成16年 6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長		
				平成17年 6月	同取締役社長		
					株式会社三井住友銀行取締役会長（現任）		
				平成18年 5月	株式会社三越取締役		
				平成18年10月	富士フィルムホールディングス株式会社取締役（現任）		
				平成20年 4月	当社監査役（現任）		
監査役		飯 島 澄 雄	昭和16年 5月 6日生	昭和41年 4月	第二東京弁護士会登録アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所	注 4	
				昭和52年12月	株式会社 T K C 監査役		
				昭和63年 4月	司法研修所民事弁護教官		
				平成 3年 1月	東京虎ノ門法律事務所開設（現任）		
				平成 6年 6月	北川工業株式会社監査役（現任）		
				平成16年 9月	中央大学法科大学院講師		
				平成18年 6月	株式会社商船三井監査役（現任）		
				平成19年 6月	株式会社伊勢丹監査役		
				平成20年 4月	当社監査役（現任）		
計							185

- (注) 1 畔柳信雄氏、宮村眞平氏、池田守男氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。
- 2 北山禎介氏と飯島澄雄氏は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
- 3 取締役の任期は、平成24年6月25日より、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 常勤監査役高田信哉氏ならびに監査役北山禎介氏、飯島澄雄氏の任期は、平成24年6月25日より、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 常勤監査役小島浩介氏の任期は、平成23年6月27日より、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 所有株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。

当社では、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の役名、職名及び氏名は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	経営戦略本部事業開発部長	西田 雅一
執行役員	経営戦略本部海外事業部長	青木 隆一
執行役員	経営戦略本部人事部長	中村 守孝
執行役員	管理本部総務部長	武藤 隆明
執行役員	管理本部業務部長	和田 秀治
執行役員	管理本部経理部長	山崎 茂樹

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

ア．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社の企業統治体制は、平成20年4月の会社設立時より監査役設置会社の形態を採用し、意思決定機構は経営監督機構と業務執行機構の2つから構成されております。

企業統治体制の概要は以下のとおりであります。

(a)経営監督機構

社外取締役が3分の1以上を占める取締役会がグループ全体の経営意思決定の最高機関として機能しております。また、社外監査役2名を含む監査役は、独立した立場で取締役会に出席し、取締役の業務執行における善管注意義務、忠実義務等の履行状況について監査する体制を構築しております。

(b)指名報酬委員会

取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、取締役、執行役員等の人事と報酬に関する原案を取締役に答申するとともに、経営機構全般に係わる規程の整備等について審議しております。

(c)監査役及び監査役会

監査役は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える企業統治体制の確立に寄与しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人と意見交換を行うほか、内部監査部門と内部監査結果等について情報交換を行うことにより監査の実効性を確保する体制を構築しております。

監査役会は、監査計画に基づき、監査に関する重要な事項について各監査役より報告を受け、必要に応じて協議又は決議を行っております。

(d)業務執行機構

執行役員制度を導入し、当社及びグループ各社の取締役、執行役員を中心に構成される経営戦略会議が、グループ全体の業務執行に関する重要事項について適時迅速に決議・審議を行う体制として機能しております。

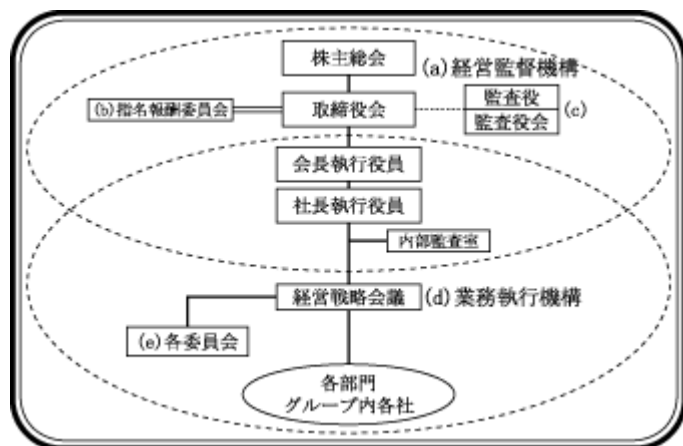
(e)各委員会

経営戦略会議の諮問機関として社内横断的なメンバーで構成され、グループ経営に関わる重要事項に関して横断的・継続的に調査研究及び検討し、経営戦略会議に答申しております。

以上、当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、客観性・透明性の高い経営監督機構と経営意思決定の効率性を確保した業務執行機構の構築に努めることで、株主をはじめステークホルダーに信頼される企業統治体制を構築しております。

また、当社は会社の機関として会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

会社の機関及び内部統制の関係図は次のとおりであります。



当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

イ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(a) コンプライアンス体制

- 1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止します。
- 2) 管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図ります。
- 3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性及び妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とします。
- 4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置します。内部監査は内部監査室と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。
- 5) 当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行います。

(b) リスクマネジメント体制

- 1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止します。
- 2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大の防止、二次被害の防止、再発の防止を図ります。
- 3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させます。
- 4) 内部監査部門による監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図ります。
- 5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止します。

(c) 財務報告に係る内部統制体制

- 1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続を示すとともに、適切に整備及び運用します。

- 2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応を行います。
- 3)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備及び運用します。
- 4)真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用します。
- 5)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用します。
- 6)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備します。
- 7)財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行います。

(d)情報保存管理体制

- 1)取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理します。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・経営戦略会議議事録
 - ・計算書類等
 - ・官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ・その他取締役会が決定する書類
- 2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密及び顧客等の個人情報について、保護・管理体制及び方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行います。

(e)効率的職務執行体制

- 1)取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図ります。
- 2)取締役会は月1回の定時開催の他に必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行います。
- 3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図ります。
- 4)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定手続規程」においてそれぞれ職務及び、その責任、執行手続の詳細について定めることとします。

(f)グループ会社管理体制

- 1)グループ理念をグループ企業全てに適用します。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとします。
- 2)経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。また「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告及び協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメント及び効率性を追求します。
- 3)内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

(g)監査役スタッフに関する事項

- 1)監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを設置しています。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示しています。
- 2)監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とします。

(h)監査役への報告に関する体制

- 1)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告します。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができます。
- 2)内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとします。

(i)監査役監査の実効性確保に関する体制

- 1)「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催します。
- 2)内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換及び連携を図ります。

(j)内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

取締役会において、会社法第362条第4項第6号の規定により、業務の適正性を確保するための体制の整備について、以下の項目の基本方針を決議しております。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・財務報告の適正性を確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査及び監査役監査

当社の内部監査の組織は、他の業務執行から独立した立場にある内部監査室（室長以下14名の体制）が、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備状況、運用状況を金融庁ガイドラインに基づいて評価するとともに、当社グループ各社の業務執行に関する、法令遵守、業務の有効性、妥当性等について業務監査を実施し、その内容を代表取締役及び監査役に報告しております。また、内部監査室は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

当社の監査役監査の組織は、社外監査役2名を含む計4名の監査役が監査役会を構成し、原則毎月1回開催される監査役会において、監査に関する事項等の協議・決議・報告を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査するとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

また監査役は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めるとともに、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても、説明を求め確認しております。

更に、監査役は内部監査室から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制及び業務執行の状況について意見交換を行うなど、相互連携を図っております。

内部統制部門との関係については、監査役は内部統制システムの整備・体制の状況を監視および検証し、内部統制部門へ必要な助言・指導を行っております。内部監査室は内部統制システムの有効性を評価し、会計監査人は内部統制監査を行い、その結果をそれぞれ内部統制部門へ報告しております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。当社では、以下の方針に基づき社外取締役及び社外監査役を選任しております。

<社外取締役>

- ア．社外取締役には、業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までを監督、助言いただきたいと考えているため、実業界で経営執行の経験を十分に積んだ経営のプロを招聘します。
- イ．客観的且つ専門的な視点を持つ方からの幅広い意見を取り入れ、バランスある経営を行うため、異なる業界からの人材を選任します。

<社外監査役>

- ア．当社では、社外監査役は、経営の意思決定のプロセスや内容が、法的・会計的な側面から問題がないかどうかを監査することが主な役割だと考えているため、その分野に関する豊富な知識、経験を有する者を招聘します。
- イ．中立的且つ客観的な観点から監査を行うため、異なる業界からの人材を選任します。

当社は、この方針のもと社外取締役及び社外監査役を選任しております。なお、当社の社外取締役である畔柳信雄氏は、平成20年4月から平成24年3月まで株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長であり、また現在は同社の相談役であり、東京海上日動火災保険株式会社の社外取締役であります。当社の社外監査役である北山禎介氏は、株式会社三井住友銀行取締役会長であります。株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行と当社との間には、借入金等の取引関係があり、また東京海上日動火災保険株式会社と当社との間には、保険契約等の取引関係があります。ただし、いずれも定型的な取引であり、社外取締役個人及び社外監査役個人が利害関係を有するものではないため、独立性は確保されていると考えております。なお、その他の社外取締役及び社外監査役の間には、特別な利害関係はありません。

当社は監査役設置会社の形態をとっておりますが、経営監督機能の透明性、公平性を維持するために、平成20年4月の会社設立時より社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、役員の人事や報酬をはじめ、経営機構全般に係る規程などを審議し、その内容を取締役に答申することとしております。この指名報酬委員会の委員長は社外取締役が務めることと決められており、役員の人事及び報酬に関して、透明性を確保し、公正かつ適正に決定される体制を整えております。

社外取締役は、監査役より監査計画についての報告を受け、内部監査室より内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を受けております。また、内部統制部門からは「内部統制システム構築の基本方針」の策定にあたって報告を受けております。

社外監査役は、会計監査人と意見交換を行い相互連携を図るとともに、監査役が内部監査室と意見交換を行った内容について監査役より報告を受けております。

役員の報酬等

(1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	246	110	79	56	-	8
監査役 (社外監査役を除く。)	44	44	-	-	-	3
社外役員	51	51	-	-	-	5

注) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。

2. 上記のほか、取締役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が42百万円(2名)あります。

3. ストックオプションについては、平成21年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、平成24年1月27日開催の取締役会決議で同年2月17日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計になります。

(2) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(3) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、報酬のコンサルティング会社も交え、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会において審議、決定するものであり、以下の4点を基本方針としております。

- 1) 株主と役員の利害一致の促進
- 2) 業績や株主価値の向上にむけたインセンティブ効果の拡大
- 3) 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供
- 4) 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な役員報酬体系は、

- ・ 毎月定額で支払われる「基本報酬」
- ・ 短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」
- ・ 中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」

の3つで構成されており、業績目標達成時に業界の平均となるように設定しております。業績に応じて大きく変動する賞与のシェアが高いため、業績目標を上回った場合は業界平均を上回り、業績が悪い場合は平均を下回るようになります。

株式の保有状況

当社については以下のとおりであります。

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)がもっとも大きい会社(最大保有会社)株式会社三越伊勢丹について以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 119 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 21,537 百万円

口 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

株式会社伊勢丹

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)オンワードホールディングス	5,001,829	3,091	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,953,596	1,518	財務面での関係強化のための保有
(株)東京スタイル	2,367,400	1,422	重要な取引先との関係強化のための保有
キリンホールディングス(株)	1,245,000	1,360	重要な取引先との関係強化のための保有
清水建設(株)	3,071,000	1,136	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三陽商会	3,923,378	1,000	重要な取引先との関係強化のための保有
大正製薬(株)	550,000	990	重要な取引先との関係強化のための保有
凸版印刷(株)	1,228,214	805	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)ワコールホールディングス	764,935	801	重要な取引先との関係強化のための保有
大日本印刷(株)	785,600	795	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)松屋	1,531,500	695	重要な取引先との関係強化のための保有
ヤマトホールディングス(株)	484,000	624	重要な取引先との関係強化のための保有
東日本旅客鉄道(株)	134,900	623	重要な取引先との関係強化のための保有
ロイヤルホールディングス(株)	681,000	557	重要な取引先との関係強化のための保有
西日本旅客鉄道(株)	1,690	542	重要な取引先との関係強化のための保有
ミズノ(株)	1,028,600	364	重要な取引先との関係強化のための保有
日清紡ホールディングス(株)	446,000	359	重要な取引先との関係強化のための保有
三菱倉庫(株)	271,000	252	重要な取引先との関係強化のための保有
高砂熱学工業(株)	279,180	205	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)第四銀行	629,640	173	財務面での関係強化のための保有
三菱鉛筆(株)	115,000	152	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)大林組	330,000	122	重要な取引先との関係強化のための保有
新潟交通(株)	500,000	100	重要な取引先との関係強化のための保有
NKSJホールディングス(株)	165,591	89	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)東京會館	90,000	27	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)デサント	52,277	19	重要な取引先との関係強化のための保有
鹿島建設(株)	82,750	19	重要な取引先との関係強化のための保有

(株)住生活グループ	7,800	16	重要な取引先との関係強化のための保有
リゾートトラスト(株)	12,960	14	重要な取引先との関係強化のための保有
三共生興(株)	24,000	6	重要な取引先との関係強化のための保有

株式会社三越

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	435,528	649	重要な取引先との関係強化のための保有
松竹(株)	985,000	591	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)歌舞伎座	115,000	410	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	524,000	201	財務面での関係強化のための保有
(株)三陽商会	240,000	61	重要な取引先との関係強化のための保有
清水建設(株)	159,172	58	重要な取引先との関係強化のための保有

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	権限の内容
(株)三井住友フィナンシャルグループ	231,000	597	議決権行使の指図権限
三井不動産(株)	260,000	356	議決権行使の指図権限
M S & A D インシュアランスグループホールディングス(株)	99,000	187	議決権行使の指図権限
野村ホールディングス(株)	300,000	130	議決権行使の指図権限

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

株式会社三越伊勢丹

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)オンワードホールディングス	5,048,683	3,407	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,477,596	1,844	財務面での関係強化のための保有
キリンホールディングス(株)	1,245,000	1,333	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)TSIホールディングス	2,367,400	1,235	重要な取引先との関係強化のための保有
大正製薬ホールディングス(株)	165,600	1,111	重要な取引先との関係強化のための保有
清水建設(株)	3,230,172	1,072	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)松屋	1,403,500	1,041	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三陽商会	4,163,378	932	重要な取引先との関係強化のための保有
凸版印刷(株)	1,228,214	793	重要な取引先との関係強化のための保有
松竹(株)	985,000	768	重要な取引先との関係強化のための保有
東日本旅客鉄道(株)	144,900	754	重要な取引先との関係強化のための保有
ワコールホールディングス(株)	764,935	750	重要な取引先との関係強化のための保有
大日本印刷(株)	785,600	664	重要な取引先との関係強化のための保有
ロイヤルホールディングス(株)	681,000	637	重要な取引先との関係強化のための保有
ヤマトホールディングス(株)	484,000	619	重要な取引先との関係強化のための保有
三井物産(株)	435,528	591	重要な取引先との関係強化のための保有
西日本旅客鉄道(株)	169,000	561	重要な取引先との関係強化のための保有
ミズノ(株)	1,028,600	472	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)歌舞伎座	115,000	455	重要な取引先との関係強化のための保有
日清紡ホールディングス(株)	446,000	349	重要な取引先との関係強化のための保有
三菱倉庫(株)	271,000	264	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)第四銀行	629,640	183	財務面での関係強化のための保有
高砂熱学工業(株)	279,180	179	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)ルック	672,000	170	重要な取引先との関係強化のための保有
三菱鉛筆(株)	115,000	165	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)大林組	330,000	119	重要な取引先との関係強化のための保有

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	権限の内容
(株)三井住友フィナンシャルグループ	231,000	629	議決権行使の指図権限
三井不動産(株)	260,000	411	議決権行使の指図権限
M S & A D インシュアランスグループホールディングス(株)	99,000	168	議決権行使の指図権限
野村ホールディングス(株)	300,000	109	議決権行使の指図権限

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

(前事業年度及び当事業年度)

該当事項はありません。

会計監査の状況

所属する会計事務所	業務執行をした公認会計士の氏名	当社に係る継続 監査年数
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 長坂 隆	4年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 関口 弘和	4年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 諏訪部 修	2年

また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士17名、その他11名であります。

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

(c) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

(d) 取締役及び監査役の責任軽減

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	82	6	82	18
連結子会社	155	43	125	45
計	238	50	208	63

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

提出会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行業務のコンフォ-トレター作成業務等になります。

当連結会計年度

国際財務報告基準の適用検討に係る助言業務等になります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,940	39,137
受取手形及び売掛金	3 87,431	3 105,895
有価証券	1,001	268
商品	55,092	54,005
製品	791	850
仕掛品	112	118
原材料及び貯蔵品	1,118	1,079
繰延税金資産	9,966	15,235
その他	33,261	47,087
貸倒引当金	3 2,924	3 3,470
流動資産合計	242,792	260,208
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	465,130	463,235
減価償却累計額	277,251	287,266
建物及び構築物（純額）	187,878	175,969
土地	537,856	536,702
建設仮勘定	1,787	3,213
その他	67,323	68,282
減価償却累計額	48,141	50,484
その他（純額）	19,181	17,798
有形固定資産合計	746,704	733,684
無形固定資産		
ソフトウェア	11,696	13,332
その他	37,072	35,488
無形固定資産合計	48,768	48,821
投資その他の資産		
投資有価証券	1 88,911	1 84,894
長期貸付金	1,988	770
差入保証金	86,781	83,406
繰延税金資産	7,021	2,335
その他	16,592	14,452
貸倒引当金	1,879	693
投資その他の資産合計	199,414	185,167
固定資産合計	994,888	967,673
繰延資産		
社債発行費	95	65
繰延資産合計	95	65
資産合計	1,237,775	1,227,947

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	96,230	111,791
短期借入金	3 49,425	3 22,964
コマーシャル・ペーパー	50,000	24,000
未払法人税等	2,389	3,893
商品券	81,969	80,712
繰延税金負債	2	0
賞与引当金	7,974	9,044
ポイント引当金	3,198	4,161
商品券回収損引当金	22,667	22,886
その他	104,727	123,635
流動負債合計	418,586	403,089
固定負債		
社債	24,000	24,000
長期借入金	90,500	102,300
繰延税金負債	194,444	158,769
退職給付引当金	44,257	39,602
負ののれん	26,468	13,234
その他	21,365	18,471
固定負債合計	401,036	356,378
負債合計	819,622	759,467
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,047	50,102
資本剰余金	325,007	325,061
利益剰余金	47,693	103,823
自己株式	191	233
株主資本合計	422,556	478,754
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,996	5,604
繰延ヘッジ損益	19	1
為替換算調整勘定	13,078	16,567
その他の包括利益累計額合計	16,055	22,170
新株予約権	1,083	1,246
少数株主持分	10,568	10,648
純資産合計	418,152	468,479
負債純資産合計	1,237,775	1,227,947

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	1,220,772	1,239,921
売上原価	1 878,767	1 892,133
売上総利益	342,005	347,788
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	31,755	26,907
ポイント引当金繰入額	2,120	2,376
給料手当及び賞与	98,313	98,904
退職給付費用	5,839	5,493
貸倒引当金繰入額	1,184	689
減価償却費	22,933	22,406
地代家賃	41,348	39,880
業務委託費	34,215	34,056
その他	93,303	93,238
販売費及び一般管理費合計	331,012	323,954
営業利益	10,993	23,834
営業外収益		
受取利息	873	916
受取配当金	751	718
持分法による投資利益	4,503	2,315
未回収商品券受入益	6,832	4,711
負ののれん償却額	13,234	13,234
その他	3,506	5,225
営業外収益合計	29,702	27,122
営業外費用		
支払利息	1,745	1,714
固定資産除却損	1,367	1,277
商品券回収損引当金繰入額	6,983	5,713
その他	3,504	3,798
営業外費用合計	13,601	12,503
経常利益	27,093	38,452
特別利益		
投資有価証券売却益	774	-
関係会社株式売却益	-	2 169
関係会社清算益	3 54	-
その他	-	4 495
特別利益合計	829	664

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	5 377	5 509
減損損失	6 10,449	6 7,632
のれん償却額	-	7 1,099
投資有価証券評価損	339	54
投資有価証券売却損	11	-
関係会社整理損	8 363	-
事業構造改善費用	-	9 3,779
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,522	-
合併関連費用	-	379
災害による損失	10 2,124	-
その他	11 2,160	-
特別損失合計	21,349	13,454
税金等調整前当期純利益	6,573	25,662
法人税、住民税及び事業税	3,211	3,931
法人税等調整額	35	37,879
法人税等合計	3,176	33,948
少数株主損益調整前当期純利益	3,397	59,611
少数株主利益	756	719
当期純利益	2,640	58,891

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,397	59,611
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,759	437
繰延ヘッジ損益	3	19
為替換算調整勘定	1,643	1,141
持分法適用会社に対する持分相当額	652	5,919
その他の包括利益合計	6,052	6,642
包括利益	2,654	52,968
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,876	52,775
少数株主に係る包括利益	221	192

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	50,024	50,047
当期変動額		
新株の発行	23	55
当期変動額合計	23	55
当期末残高	50,047	50,102
資本剰余金		
当期首残高	324,984	325,007
当期変動額		
新株の発行	23	55
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	23	54
当期末残高	325,007	325,061
利益剰余金		
当期首残高	49,473	47,693
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	471	-
当期変動額		
剰余金の配当	3,945	2,761
当期純利益	2,640	58,891
分割型の会社分割による減少	4	-
当期変動額合計	1,308	56,130
当期末残高	47,693	103,823
自己株式		
当期首残高	81	191
当期変動額		
自己株式の取得	114	47
自己株式の処分	5	5
当期変動額合計	109	41
当期末残高	191	233
株主資本合計		
当期首残高	424,399	422,556
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	471	-
当期変動額		
新株の発行	46	110
剰余金の配当	3,945	2,761
当期純利益	2,640	58,891
自己株式の取得	114	47
自己株式の処分	5	4
分割型の会社分割による減少	4	-
当期変動額合計	1,371	56,198
当期末残高	422,556	478,754

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	125	2,996
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,122	2,608
当期変動額合計	3,122	2,608
当期末残高	2,996	5,604
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	16	19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	18
当期変動額合計	2	18
当期末残高	19	1
為替換算調整勘定		
当期首残高	10,680	13,078
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,397	3,488
当期変動額合計	2,397	3,488
当期末残高	13,078	16,567
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,538	16,055
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,517	6,115
当期変動額合計	5,517	6,115
当期末残高	16,055	22,170
新株予約権		
当期首残高	941	1,083
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	141	163
当期変動額合計	141	163
当期末残高	1,083	1,246
少数株主持分		
当期首残高	10,317	10,568
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	251	80
当期変動額合計	251	80
当期末残高	10,568	10,648

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	425,120	418,152
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	471	-
当期変動額		
新株の発行	46	110
剰余金の配当	3,945	2,761
当期純利益	2,640	58,891
自己株式の取得	114	47
自己株式の処分	5	4
分割型の会社分割による減少	4	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,124	5,871
当期変動額合計	6,496	50,326
当期末残高	418,152	468,479

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,573	25,662
減価償却費	24,189	24,018
減損損失	10,449	7,632
のれん償却額	442	1,320
負ののれん償却額	13,234	13,234
貸倒引当金の増減額（ は減少）	194	652
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,925	4,082
受取利息及び受取配当金	1,625	1,635
支払利息	1,745	1,714
持分法による投資損益（ は益）	4,503	2,315
固定資産売却損益（ は益）	377	505
固定資産処分損益（ は益）	1,367	1,277
投資有価証券売却損益（ は益）	763	-
投資有価証券評価損益（ は益）	339	54
関係会社整理損	363	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,522	-
売上債権の増減額（ は増加）	6,991	19,308
たな卸資産の増減額（ は増加）	379	836
仕入債務の増減額（ は減少）	1,660	15,572
未払費用の増減額（ は減少）	5,234	4,999
未払金の増減額（ は減少）	4,105	9,792
その他	7,756	7,480
小計	39,740	59,637
利息及び配当金の受取額	3,010	2,771
利息の支払額	1,742	1,697
法人税等の支払額	5,691	2,868
特別退職金の支払額	2,105	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,211	57,843
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	132	3,966
定期預金の払戻による収入	155	2,239
有形固定資産の取得による支出	28,122	16,119
有形及び無形固定資産の売却による収入	975	873
無形固定資産の取得による支出	4,479	3,444
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,892	881
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	2,149	1,181
敷金及び保証金の回収による収入	6,967	4,579
敷金及び保証金の差入による支出	1,853	530
その他	1,812	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,419	15,939

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	10,854	22,854
長期借入れによる収入	24,000	13,300
長期借入金の返済による支出	30,500	5,100
社債の発行による収入	23,887	-
コマーシャル・ペーパーの純増減額（ は減少）	10,000	26,000
配当金の支払額	3,925	2,748
自己株式の売却による収入	5	4
自己株式の取得による支出	114	47
少数株主への配当金の支払額	143	112
その他	1,112	1,382
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,241	44,940
現金及び現金同等物に係る換算差額	750	595
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	19,282	3,632
現金及び現金同等物の期首残高	37,366	56,649
現金及び現金同等物の期末残高	56,649	53,017

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 41社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

平成23年4月1日付で、株式会社三越（以下、三越）は存続会社として株式会社伊勢丹と合併し、名称を株式会社三越伊勢丹に変更しております。また、株式会社札幌丸井今井は存続会社として株式会社札幌三越と合併し、名称を株式会社札幌丸井三越に変更しております。さらに、株式会社二幸は存続会社として株式会社クイーンズ伊勢丹と合併し、名称を株式会社三越伊勢丹フードサービスに変更しております。

平成23年4月1日付で、三越を分割会社とし、三越の通信販売事業を、新たに設立した株式会社三越伊勢丹通信販売（以下、三越伊勢丹通信販売）に新設分割し、三越伊勢丹通信販売を新たに連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社

フランス三越S.A.S.、英国三越LTD.、イタリア三越S.p.A.、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エージークラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、枚方中央ビル(株)

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 9社

新光三越百貨股? 有限公司、(株)プランタン銀座、(株)うすい百貨店、セントレスタ(株)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーCo.,Ltd.、新宿サブナード(株)、(株)JTB伊勢丹トラベル、(株)三越環境ビル管理

なお、従来、持分法適用会社でありました(株)浜屋百貨店は平成24年3月30日付で(株)岩田屋三越が保有株式の一部を売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(株)三越伊勢丹ソレイユ他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.、米国三越INC.、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.、およびレキシム(シンガポール)Pte.Ltd.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

たな卸資産

商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、連結子会社において有形固定資産のうちその他の有形固定資産(器具及び備品等)の減価償却方法については定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度から定額法に変更しました。

この変更は、当社グループの基幹子会社である株式会社三越と株式会社伊勢丹の平成23年4月1日の合併を機に、合併後の新会社である株式会社三越伊勢丹の設備投資計画および収益計画の策定を図るため、基幹店である伊勢丹新宿本店および三越銀座店の直近の投資の評価・検証を行った結果、投資の効果は平均的・安定的に発現すると見込まれるため、定額法がより実態に即した合理的な費用配分であることから行ったものであります。

この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,291百万円増加しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3～13年)による定額法により発生時から費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8～13年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の支払金利

為替予約 外貨建営業債務

ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

(6) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

（連結貸借対照表関係）

従来、「長期貸付金」に含めて表示しておりました建設協力金について、当連結会計年度より「差入保証金」として表示しております。これは、当連結会計年度における連結子会社の合併を機に、表示方法の見直しを行ったことに伴う変更であります。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度において「長期貸付金」に含めて表示しておりました建設協力金11,072百万円は「差入保証金」として組み替えております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、「その他」に含めて表示しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「のれん償却額」及び「未払金の増減額（は減少）」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました442百万円は「のれん償却額」として、4,105百万円は「未払金の増減額（は減少）」としてそれぞれ組み替えております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	60,011百万円	54,938百万円

2 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
従業員住宅ローン保証	623百万円	従業員住宅ローン保証	499百万円
関係会社銀行借入金等保証予約		関係会社銀行借入金等保証予約	
英国三越LTD.	18百万円	英国三越LTD.	7百万円
		関係会社借入金等債務保証	
		(株)ジェイアール西日本伊勢丹	12,000百万円
保証債務等合計	641百万円	保証債務等合計	12,507百万円

3 貸出コミットメント

(1)貸手側

クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。

当該業務における未実行残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	98,233百万円	キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	90,089百万円
実行残高	6,263百万円	実行残高	4,079百万円
差引額	91,970百万円	差引額	86,010百万円

(2)借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
特定融資枠契約の総額	50,000百万円	特定融資枠契約の総額	70,000百万円
借入実行残高	-百万円	借入実行残高	10,000百万円
差引額	50,000百万円	差引額	60,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（洗替法による戻入額相殺後）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価	213百万円	462百万円

2 当連結会計年度における関係会社株式売却益は、主にセントレスタ株式会社の株式の一部を売却したものであります。

3 前連結会計年度における関係会社清算益は、主に株式会社名古屋三越オペレーションサービスの清算によるものであります。

4 当連結会計年度の特別利益におけるその他は、関係会社の債権譲渡益であります。

5 有形固定資産売却損の内容は、土地及び建物等の売却によるものであります。

6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗等	土地・建物等	伊勢丹相模原店（神奈川県 相模原市）	3,950
店舗等	建物等	仙台三越店（宮城県 仙台市）	6,164
店舗等	建物等	その他	334

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗等	建物等	岩田屋本店（福岡県 福岡市）	5,963
店舗等	建物等	恵比寿三越店（東京都 渋谷区）	943
店舗等	土地・建物等	松山三越店（愛媛県 松山市）	577
店舗等	建物等	その他	147

(2)減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。

(3)減損損失の内訳

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

建物等	10,440百万円
土地	9百万円
合計	10,449百万円

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

建物等	7,320百万円
土地	312百万円
合計	7,632百万円

(4)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

7 当連結会計年度におけるのれん償却額は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。

8 前連結会計年度における関係会社整理損は、スペイン三越S.A.の清算に伴い見込まれる損失を計上してあります。

9 当連結会計年度における事業構造改善費用は主として、連結子会社の企業年金基金解散に伴う損失及び退職関連費用であります。

10 前連結会計年度における災害による損失の内訳は、次の通りであります。

被災地への支援物資	69百万円
商品の滅失	82百万円
原状回復費用	790百万円
営業休止期間中の固定費	1,182百万円
合計	2,124百万円

11 前連結会計年度の特別損失におけるその他は、主に株式会社三越の新宿アルコット店の営業終了決定に伴い見込まれる損失1,461百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	784百万円
組替調整額	37百万円
税効果調整前	822百万円
税効果額	384百万円
その他有価証券評価差額金	437百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	1百万円
組替調整額	20百万円
税効果調整前	18百万円
税効果額	0百万円
繰延ヘッジ損益	19百万円
為替換算調整勘定	
当期発生額	1,141百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	
当期発生額	5,919百万円
その他の包括利益合計	6,642百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	394,584,474	46,360	-	394,630,834

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加46,360株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	89,621	115,950	5,408	200,163

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求によるものであり、減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					1,083
合計							1,083

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,945	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,761	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月28日

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	394,630,834	120,660	-	394,751,494

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加120,660株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	200,163	56,224	5,948	250,439

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求によるものであり、減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					1,246
合計							1,246

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,761	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,945	10.00	平成24年3月31日	平成24年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金	56,940百万円	39,137百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	388百万円	2,116百万円
有価証券	97百万円	
流動資産「その他」(現先)		15,996百万円
現金及び現金同等物	56,649百万円	53,017百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、情報処理業におけるシステム設備（器具及び備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	3,861百万円	2,020百万円	5,881百万円
減価償却累計額相当額	2,964百万円	1,665百万円	4,629百万円
減損損失累計額相当額	8百万円	- 百万円	8百万円
期末残高相当額	888百万円	355百万円	1,243百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	1,561百万円	951百万円	2,512百万円
減価償却累計額相当額	1,278百万円	853百万円	2,132百万円
減損損失累計額相当額	6百万円	- 百万円	6百万円
期末残高相当額	276百万円	97百万円	373百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	778百万円	286百万円
1年超	468百万円	89百万円
合計	1,246百万円	375百万円
リース資産減損勘定残高	2百万円	1百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	1,565百万円	572百万円
リース資産減損勘定の取崩額	6百万円	1百万円
減価償却費相当額	1,559百万円	570百万円

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	8,313百万円	8,009百万円
1年超	50,956百万円	42,209百万円
合計	59,270百万円	50,219百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	200百万円	200百万円
1年超	1,100百万円	900百万円
合計	1,300百万円	1,100百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債及び債権流動化等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的到时価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	56,940	56,940	-
(2) 受取手形及び売掛金	87,431	87,431	-
(3) 有価証券	1,001	1,001	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	23,023	23,023	-
(5) 差入保証金	86,781	79,665	7,115
資産計	255,178	248,062	7,115
(1) 支払手形及び買掛金	96,230	96,230	-
(2) 短期借入金()	44,325	44,325	-
(3) コマーシャル・ペーパー	50,000	50,000	-
(4) 未払法人税等	2,389	2,389	-
(5) 社債	24,000	24,097	97
(6) 長期借入金()	95,600	95,768	168
負債計	312,546	312,812	266
デリバティブ取引	-	-	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(6)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4)投資有価証券

株式及び債券は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金及び(3)コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払法人税等

短期間で支払いされるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式、関係会社株式等	65,887

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	48,137	-	-	-
受取手形及び売掛金	87,431	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	903	1,416	1,038	-
差入保証金	237	8,899	10,541	4,717
合計	136,710	10,315	11,580	4,717

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	12,000	-	12,000	-
長期借入金	5,100	1,500	20,000	54,000	-	15,000
合計	5,100	1,500	32,000	54,000	12,000	15,000

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債及び債権流動化等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的到时価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	39,137	39,137	
(2) 受取手形及び売掛金	105,895	105,895	
(3) 有価証券	268	268	
(4) 投資有価証券 其他有価証券	21,432	21,432	
(5) 差入保証金	83,406	77,632	5,774
資産計	250,140	244,366	5,774
(1) 支払手形及び買掛金	111,791	111,791	
(2) 短期借入金()	21,464	21,464	
(3) コマーシャル・ペーパー	24,000	24,000	
(4) 社債	24,000	24,226	226
(5) 長期借入金()	103,800	103,989	189
負債計	285,055	285,472	416
デリバティブ取引	1	1	

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(5)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4)投資有価証券

株式及び債券は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金及び(3)コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式、関係会社株式等	63,462

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	29,124			
受取手形及び売掛金	105,895			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	268	1,538	1,045	
差入保証金	237	13,078	7,468	3,372
合計	135,525	14,617	8,514	3,372

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債		12,000		12,000		
長期借入金	1,500	20,000	54,000	5,000	23,300	
合計	1,500	32,000	54,000	17,000	23,300	

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	7,340	6,003	1,337
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	7,340	6,003	1,337
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	13,325	15,277	1,951
	債券	3,358	3,358	-
	その他	-	-	-
	小計	16,684	18,635	1,951
合計		24,024	24,639	614

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について238百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,880	774	11
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	1,880	774	11

当連結会計年度

1 その他有価証券(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	11,600	9,463	2,136
	債券 その他	- -	- -	- -
	小計	11,600	9,463	2,136
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	9,912	11,554	1,641
	債券 その他	2,853 -	2,853 -	- -
	小計	12,766	14,408	1,641
合計		24,367	23,872	495

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について 44百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金			
	ユーロ		284	-	4
	米ドル		92	-	0
	英ポンド		0	-	0
	合計		378	-	5

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	17,500	17,500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	139	-	2
	ユーロ				
	米ドル				
合計		201	-	1	

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	18,500	18,500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度を、確定拠出年金型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日)

イ 退職給付債務	64,544百万円
ロ 年金資産	23,612
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	40,931百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	1,757
ホ 未認識過去勤務債務	430
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	39,605
ト 前払年金費用	4,651
チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	44,257

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

イ 勤務費用	3,118百万円
ロ 利息費用	1,509
ハ 期待運用収益	645
ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,149
ホ 過去勤務債務費用処理額	567
ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,327
ト その他	53
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	5,839

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.00~2.50%
ハ 期待運用収益率	0.00~3.50%
ニ 過去勤務債務の額の処理年数	3~13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。
ホ 数理計算上の差異の処理年数	8~13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度を、確定拠出年金型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)

イ 退職給付債務	53,592百万円
ロ 年金資産	16,282
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	37,310百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	2,970
ホ 未認識過去勤務債務	1,182
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	35,522
ト 前払年金費用	4,079
チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	39,602

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

イ 勤務費用	3,091百万円
ロ 利息費用	1,402
ハ 期待運用収益	581
ニ 数理計算上の差異費用処理額	633
ホ 過去勤務債務費用処理額	190
ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,683
ト その他	544
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	5,493

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	1.50～2.00%
ハ 期待運用収益率	0.00～3.50%
ニ 過去勤務債務の額の処理年数	3～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。
ホ 数理計算上の差異の処理年数	8～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 280百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益(新株予約権戻入益) 118百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月26日

第2回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,533,500株
付与日	平成15年8月5日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月26日

第3回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月28日

第4回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月28日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第7回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 37,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引き続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、又は取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月28日

第8回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>取締役に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p>

権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

第9回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 124,000株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	付与日(平成16年6月24日)以降、権利確定日(平成17年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年6月24日～平成17年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成26年5月31日

第10回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 134,000株
付与日	平成17年6月23日
権利確定条件	付与日(平成17年6月23日)以降、権利確定日(平成18年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年6月23日～平成18年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成27年5月31日

第11回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 54,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第12回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 18,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第13回

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 97,500株
付与日	平成22年2月26日
権利確定条件	付与日（平成23年2月26日）以降、権利確定日（平成23年4月1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成22年2月26日～平成23年4月1日
権利行使期間	平成23年4月1日～平成38年2月26日

第14回

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役3名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役4名、執行役員9名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 242,600株
付与日	平成22年2月26日
権利確定条件	付与日(平成22年2月26日)以降、権利確定日(平成23年4月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成22年2月26日～平成23年4月1日
権利行使期間	平成23年4月1日～平成38年2月26日

第15回

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 93,000株
付与日	平成23年2月15日
権利確定条件	付与日(平成23年2月15日)以降、権利確定日(平成24年3月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成23年2月15日～平成24年3月1日
権利行使期間	平成24年3月1日～平成39年2月15日

第16回

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 196,600株
付与日	平成23年2月15日
権利確定条件	付与日(平成23年2月15日)以降、権利確定日(平成24年3月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成23年2月15日～平成24年3月1日
権利行使期間	平成24年3月1日～平成39年2月15日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(注) 2 平成18年6月発行新株予約権は取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	289,200	67,600	289,100
権利確定(株)			
権利行使(株)		28,000	
失効(株)	35,400	39,600	74,400
未行使残(株)	253,800		214,700

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	473,500	530,700	689,200
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	101,500	115,700	137,200
未行使残(株)	372,000	415,000	552,000

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	37,000	247,000	19,720
権利確定(株)			
権利行使(株)			3,060
失効(株)	37,000	39,000	
未行使残(株)		208,000	16,660

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	21,760	15,980	5,440
権利確定(株)			
権利行使(株)	10,880	3,060	1,360
失効(株)			
未行使残(株)	10,880	12,920	4,080

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	97,500	242,600	
付与(株)			93,000
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)	97,500	242,600	93,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	第16回
会社名	提出会社
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	
付与(株)	196,600
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	196,600
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,162円に100を乗じた価額	891円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額
行使時平均株価		1,007円	
付与日における公正な評価単価			

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,560円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価		新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 43,900円

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1,157円に1,000を乗じた価額	1,359円に1,000を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価			930円
付与日における公正な評価単価			新株予約権1個当たり 398,820円

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	935円	930円	951円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 397,460円	新株予約権1個当たり 395,760円	新株予約権1個当たり 395,760円

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 97,000円

	第16回
会社名	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 97,000円

第9回～第12回の評価単価は、平成20年4月1日時点の評価単価となります。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 40.720%

平成20年4月1日～平成23年2月15日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4年

ブラック・ショールズ式を用いるに当たって、オプションの満期までの期間に代えて、付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

予想配当 10円

過去1年間の実績配当金（平成22年3月期の配当実績による）

無リスク利率 0.497%

年率、平成23年2月15日の国債利回り（残存期間：4年）

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 333百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益(新株予約権戻入益) 59百万円

3 ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) ストック・オプションの内容

第1回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月26日

第3回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月28日

第4回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、当社執行役員19名、当社従業員53名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月28日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員17名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第8回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>取締役に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p>

権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

第9回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 124,000株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	付与日(平成16年6月24日)以降、権利確定日(平成17年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年6月24日～平成17年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成26年5月31日

第10回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 134,000株
付与日	平成17年6月23日
権利確定条件	付与日(平成17年6月23日)以降、権利確定日(平成18年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年6月23日～平成18年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成27年5月31日

第11回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 54,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第12回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 18,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第13回

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 97,500株
付与日	平成22年2月26日
権利確定条件	付与日（平成23年2月26日）以降、権利確定日（平成23年4月1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成22年2月26日～平成23年4月1日
権利行使期間	平成23年4月1日～平成38年2月26日

第14回

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年 1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役 3名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役 4名、執行役員 9名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 242,600株
付与日	平成22年 2月26日
権利確定条件	付与日（平成23年 2月26日）以降、権利確定日（平成23年 4月 1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成22年 2月26日～平成23年 4月 1日
権利行使期間	平成23年 4月 1日～平成38年 2月26日

第15回

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年 1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役 5名及び執行役員 7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 93,000株
付与日	平成23年 2月15日
権利確定条件	付与日（平成23年 2月15日）以降、権利確定日（平成24年 3月 1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成23年 2月15日～平成24年 3月 1日
権利行使期間	平成24年 3月 1日～平成39年 2月15日

第16回

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年 1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役 1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役 1名、執行役員14名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 196,600株
付与日	平成23年 2月15日
権利確定条件	付与日（平成23年 2月15日）以降、権利確定日（平成24年 3月 1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成23年 2月15日～平成24年 3月 1日
権利行使期間	平成24年 3月 1日～平成39年 2月15日

第17回

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員17名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 245,000株
付与日	平成24年2月17日
権利確定条件	付与日(平成24年2月17日)以降、権利確定日(平成25年3月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成24年2月17日～平成25年3月1日
権利行使期間	平成25年3月1日～平成40年2月17日

第18回

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員13名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 245,000株
付与日	平成24年2月17日
権利確定条件	付与日(平成24年2月17日)以降、権利確定日(平成25年3月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成24年2月17日～平成25年3月1日
権利行使期間	平成25年3月1日～平成40年2月17日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(注) 2 平成18年6月発行新株予約権は取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回	第3回	第4回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	253,800	214,700	372,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	16,300	214,700	50,300
未行使残(株)	237,500		321,700

	第5回	第6回	第8回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	415,000	552,000	208,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	52,700	76,000	208,000
未行使残(株)	362,300	476,000	

	第9回	第10回	第11回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	16,660	10,880	12,920
権利確定(株)			
権利行使(株)	2,380	2,720	4,420
失効(株)			
未行使残(株)	14,280	8,160	8,500

	第12回	第13回	第14回
会社名	提出会社(株式会社三越発行)	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)		97,500	242,600
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)		97,500	242,600
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	4,080		
権利確定(株)		97,500	242,600
権利行使(株)	2,040	38,100	66,400
失効(株)			
未行使残(株)	2,040	59,400	176,200

	第15回	第16回	第17回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	93,000	196,600	
付与(株)			245,000
失効(株)			
権利確定(株)	93,000	196,600	
未確定残(株)			245,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)			
権利確定(株)	93,000	196,600	
権利行使(株)		4,600	
失効(株)			
未行使残(株)	93,000	192,000	

	第18回
会社名	提出会社
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	
付与(株)	149,600
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	149,600
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

	第1回	第3回	第4回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,162円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額	1,560円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価			

	第5回	第6回	第8回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,829円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額	1,359円に1,000を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 43,900円	

	第9回	第10回	第11回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	765円	757円	756円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 398,820円	新株予約権1個当たり 397,460円	新株予約権1個当たり 395,760円

	第12回	第13回	第14回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	757円	766円	764円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 395,760円	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 88,200円

	第15回	第16回	第17回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価		801円	
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 97,000円	新株予約権1個当たり 97,000円	新株予約権1個当たり 84,500円

	第18回
会社名	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 84,500円

第9回～第12回の評価単価は、平成20年4月1日時点の評価単価となります。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 38.838%

平成20年4月1日～平成24年2月17日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4年

ブラック・ショールズ式を用いるに当たって、オプションの満期までの期間に代えて、付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

予想配当 7円

過去1年間の実績配当金（平成23年3月期の配当実績による）

無リスク利率 0.246%

年率、平成24年2月17日の国債利回り（残存期間：4年）

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	2,397百万円	1,646百万円
賞与引当金	3,821	4,267
退職給付引当金	16,409	12,092
減価償却費	16,529	16,716
投資有価証券評価損	1,290	1,813
商品券回収損失引当金	11,128	8,484
合併受入資産評価損	24,258	-
土地等評価損及び減損損失	-	9,501
繰越欠損金	25,449	21,931
その他	22,311	12,982
繰延税金資産小計	123,596百万円	89,435百万円
評価性引当金	100,986	57,267
繰延税金資産合計	22,610百万円	32,167百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	10,663百万円	7,269百万円
その他有価証券評価差額金	302	750
合併受入資産評価益	68,478	-
土地等評価益	-	61,187
時価評価による簿価修正額	115,989	101,855
その他	4,636	2,302
繰延税金負債合計	200,069百万円	173,365百万円
繰延税金資産(負債)の純額	177,459百万円	141,198百万円

繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	9,966百万円	15,235百万円
固定資産 - 繰延税金資産	7,021	2,335
流動負債 - 繰延税金負債	2	0
固定負債 - 繰延税金負債	194,444	158,769

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
国内の法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
税率変更による影響	- %	83.4%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	2.7	0.4
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	0.1	1.3
住民税均等割	3.4	0.9
在外連結子会社の税率差異	5.0	1.3
持分法による投資利益	27.9	3.7
のれん及び負ののれんの償却額	79.2	18.9
未実現利益消去による影響	0.3	0.9
評価性引当額	109.8	63.0
その他	4.1	1.8
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	48.3%	132.3%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度については、復興特別法人税が課税されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.7%から38.0%に変更されます。また、平成27年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.7%から35.6%に変更されます。

この結果、当連結会計年度末における繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が21,395百万円減少し、法人税等調整額の金額も同額減少しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

1. 株式会社三越と株式会社伊勢丹の吸収合併について

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社三越（以下、三越）、株式会社伊勢丹（以下、伊勢丹）

事業の内容：百貨店業

企業結合日

平成23年4月1日

企業結合の法的形式

三越を吸収合併承継会社、伊勢丹を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹（以下、三越伊勢丹）

その他取引の概要に関する事項

三越と伊勢丹が合併してスタートした三越伊勢丹が、首都圏における百貨店事業の方針策定から、実際の店舗営業までを一元的に行なうとともに、当社グループの国内百貨店に対してのセントラルによる支援機能（C P C C機能）の役割を果たし、グループ全体の百貨店事業における利益の最大化を図ります。併せて、統合によるスタッフ部門の効率化や全体最適な要員配置、営業業務の一本化によるM D政策の強化等、より効果的な百貨店事業運営体制の構築を進めていくことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

2. 株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越の吸収合併について

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社札幌丸井今井（以下、札幌丸井今井）、株式会社札幌三越（以下、札幌三越）

事業の内容：百貨店業

企業結合日

平成23年4月1日

企業結合の法的形式

札幌丸井今井を吸収合併承継会社、札幌三越を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社札幌丸井三越（以下、札幌丸井三越）

その他取引の概要に関する事項

札幌丸井三越は札幌エリアにおいて、二つののれんを長年ご愛顧くださる地元のお客さまのご期待にお応えし、地域の暮らしに密着した地元の百貨店として、それぞれが特色ある店舗として相乗効果を発揮し、お客様のご要望とご期待にそえるよう努めるとともに、企業としての収益向上を図っていくことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

3. 株式会社岩田屋三越の固定資産、及び商品券に関する資産負債の株式会社三越伊勢丹への分割について

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社岩田屋三越（以下、岩田屋三越）の固定資産、及び商品券に関する資産負債

事業の内容：岩田屋三越に係る造作物等の管理業務及び商品券の発行業務

企業結合日

平成23年4月1日

企業結合の法的形式

株式会社三越伊勢丹（以下、三越伊勢丹）を吸収分割承継会社、岩田屋三越を吸収分割会社とする吸収分割

結合後企業の名称

変更ありません。

その他取引の概要に関する事項

国内グループ百貨店の店舗内造作物等の固定資産については、三越伊勢丹に集約することで、セントラル管理によるグループ全体を俯瞰した計画的な投資配分を可能とし、また、国内グループ百貨店の商品券発行を三越伊勢丹に集約することで、発行残高管理等の一本化を行い、効率向上を図っていくことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

4. 株式会社二幸と株式会社クイーンズ伊勢丹の合併について

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社二幸（以下、二幸）、株式会社クイーンズ伊勢丹（以下、クイーンズ伊勢丹）

事業の内容：小売・専門店業

企業結合日

平成23年4月1日

企業結合の法的形式

二幸を吸収合併承継会社、クイーンズ伊勢丹を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹フードサービス

その他取引の概要に関する事項

当社グループの食品子会社として、両社のパイニングパワーを集中するとともに、自社製造・加工を中心とした独自性の高いPB商品を強みに、首都圏において三越・伊勢丹をご愛顧くださるお客さまのデイリーニーズに応える、スーパーマーケットを中心とした小売事業の強化、およびグループ各社への卸売事業の拡大を図り、また併せて、スタッフ部門の効率化、PB商品の開発強化や物流の効率化などを進め、収益力の向上を図っていくことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

5. 三越通信販売事業の別会社化について

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社三越（以下、三越）における通信販売事業

事業の内容：通信販売事業

企業結合日

平成23年4月1日

企業結合の法的形式

三越を分割会社とし、株式会社三越伊勢丹通信販売を新設分割設立会社とする新設分割

結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹通信販売

その他取引の概要に関する事項

お客さまのライフスタイル全般に関り、お役に立つことを通じてお客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアを目指す当社グループにおいて、店舗以外の新たなチャネル開発・強化施策の一環として、平成23年4月1日をもって、三越の通信販売事業を、グループの総合的な無店舗販売事業会社として別会社化し、通信販売事業の専門会社として、百貨店事業の枠を越えた独自の展開を進めるとともに、ビジネスの特性を踏まえた事業の構築を行っていくことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用を計上しております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、3,723百万円であります。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用を計上しております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、3,489百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。平成23年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,762百万円であります。なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としており、当該不動産に関する賃貸損益は1,895百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	68,578	1,278	67,300	78,919
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	72,908	615	72,292	67,126

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 賃貸等不動産の増減額のうち、主な減少額は不動産売却496百万円であります。

3 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。平成24年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,100百万円であります。なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としており、当該不動産に関する賃貸損益は935百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	67,300	824	66,476	77,503
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	72,292	523	72,815	65,453

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の増減額のうち、主な減少額は減価償却1,229百万円であります。

3 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「小売・専門店業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。「小売・専門店業」は、婦人服・食料品・衣料雑貨・家庭用品等の販売を行っております。「不動産業」は、不動産賃貸・建物内装・ビルメンテナンス等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上 額(注) 3
	百貨店業	クレジット ・金融・友 の会業	小売・専 門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,138,044	9,869	42,909	12,651	1,203,475	17,296	1,220,772	-	1,220,772
セグメント間の内部売上高又は 振替高	355	13,120	9,280	16,571	39,327	67,701	107,029	107,029	-
計	1,138,400	22,990	52,190	29,222	1,242,803	84,998	1,327,801	107,029	1,220,772
セグメント利益又は損失()	13,991	5,212	61	1,578	10,418	2,156	12,575	1,582	10,993
セグメント資産	1,120,271	180,681	10,428	63,680	1,375,062	40,475	1,415,537	177,761	1,237,775
その他の項目									
減価償却費	18,075	2,396	482	535	21,489	2,923	24,413	223	24,189
持分法適用会社への投資額	39,570	-	-	14,936	54,506	3,100	57,606	-	57,606
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	27,443	2,719	369	447	30,980	2,749	33,729	791	32,937

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額 1,582百万円は、セグメント間振替であります。

(2) セグメント資産の調整額 177,761百万円は、セグメント間振替であります。

(3) 減価償却費の調整額 223百万円は、セグメント間振替であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 791百万円は、セグメント間未実現利益であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 減価償却費は、長期前払費用の償却額を含んでおります。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額(注) 3
	百貨店業	クレジット ・金融・友 の会業	小売・専 門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,127,542	12,729	73,072	11,876	1,225,221	14,699	1,239,921	-	1,239,921
セグメント間の内部売上高又は 振替高	618	15,819	14,597	11,935	42,971	60,607	103,578	103,578	-
計	1,128,161	28,549	87,670	23,811	1,268,193	75,306	1,343,500	103,578	1,239,921
セグメント利益	18,068	2,663	375	900	22,007	1,647	23,654	179	23,834
セグメント資産	1,129,198	226,267	24,548	58,991	1,439,005	33,141	1,472,146	244,199	1,227,947
その他の項目									
減価償却費	16,544	2,629	657	530	20,362	3,956	24,319	300	24,018
減損損失	7,617	-	14	-	7,632	-	7,632	-	7,632
持分法適用会社への投資額	34,516	-	2,875	14,375	51,766	58	51,825	-	51,825
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	13,838	1,709	794	79	16,422	3,177	19,599	356	19,243

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額179百万円は、セグメント間振替であります。

(2) セグメント資産の調整額 244,199百万円は、セグメント間振替であります。

(3) 減価償却費の調整額 300百万円は、セグメント間振替であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 356百万円は、セグメント間未実現利益であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、器具及び備品等を定額法に変更することといたしました。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、セグメント利益は、百貨店業は1,178百万円、小売・専門店業は112百万円増加しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門 店業	不動産業	計			
減損損失	10,360	-	88	-	10,449	-	-	10,449

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門店業	不動産業	計			
(のれん)								
当期償却額	442	-	-	-	442	-	-	442
当期末残高	1,320	-	-	-	1,320	-	-	1,320
(負ののれん)								
当期償却額	13,234	-	-	-	13,234	-	-	13,234
当期末残高	26,468	-	-	-	26,468	-	-	26,468

(注) 負ののれんは平成22年4月1日前行なわれた当社の企業統合(株式会社三越と株式会社伊勢丹の経営統合)により発生したものであります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門店業	不動産業	計			
(のれん)								
当期償却額	1,320	-	-	-	1,320	-	-	1,320
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-	-
(負ののれん)								
当期償却額	13,234	-	-	-	13,234	-	-	13,234
当期末残高	13,234	-	-	-	13,234	-	-	13,234

(注) 負ののれんは平成22年4月1日前行なわれた当社の企業統合(株式会社三越と株式会社伊勢丹の経営統合)により発生したものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	畔柳 信雄	-	-	当社取締役(株)三菱東京UFJ銀行代表取締役	(被所有)直接1.36%	資金の借入	借入金の返済	905	短期借入金	14,000
							利息の支払	292	未払費用	86
	北山 禎介	-	-	当社監査役(株)三井住友銀行代表取締役	(被所有)直接0.60%	資金の借入	借入金の返済	9,205	短期借入金	16,500
							利息の支払	350	未払費用	48

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。
なお、資金の借入の取引金額は、当連結会計年度における借入額又は返済額であります。
- 上記取引は、畔柳信雄氏及び北山禎介氏が、第三者(株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行)の代表者として行った取引であります。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	畔柳 信雄	-	-	当社取締役(株)三菱東京UFJ銀行代表取締役	(被所有)直接1.36%	資金の借入	借入金の返済	10,100	短期借入金	3,900
							利息の支払	308	未払費用	84

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。
なお、資金の借入の取引金額は、当連結会計年度における借入額又は返済額であります。
- 上記取引は、畔柳信雄氏が、第三者(株式会社三菱東京UFJ銀行)の代表者として行った取引であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股? 有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

新光三越百貨股
? 有限公司

流動資産合計	38,591
固定資産合計	90,332
流動負債合計	47,176
固定負債合計	3,881
純資産合計	77,865
売上高	204,245
税引前当期純利益	14,253
当期純利益	11,489

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の要約財務諸表は平成22年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股? 有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

新光三越百貨股
? 有限公司

流動資産合計	33,022
固定資産合計	89,687
流動負債合計	45,526
固定負債合計	1,074
純資産合計	76,108
売上高	198,649
税引前当期純利益	14,452
当期純利益	12,022

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の要約財務諸表は平成23年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,030.60円	1,157.37円
1株当たり当期純利益金額	6.69円	149.28円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	6.69円	149.03円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,640	58,891
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,640	58,891
普通株式の期中平均株式数(千株)	394,503	394,497
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	58	659
(うち新株予約権)(千株)	(58)	(659)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類の目的となる株式の数 (新株予約権 2,015,500株)	新株予約権4種類の目的となる株式の数 (新株予約権 1,397,500株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第1回無担保普通社債	平成22年9月2日	12,000	12,000	0.68	無担保社債	平成25年9月2日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第2回無担保普通社債	平成22年9月2日	12,000	12,000	0.97	無担保社債	平成27年9月2日
合計			24,000	24,000			

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
	12,000		12,000	

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	44,325	21,464	0.53	
1年以内に返済予定の長期借入金	5,100	1,500	2.10	
1年以内に返済予定のリース債務	1,175	1,148		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	90,500	102,300	1.06	平成25年11月5日～平成29年3月8日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,694	2,103		平成25年4月～平成31年3月
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定)	50,000	24,000	0.12	
合計	193,795	152,515		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	20,000	54,000	5,000	23,300
リース債務	1,076	726	217	73

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	289,951	583,645	932,627	1,239,921
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	7,338	12,010	27,124	25,662
四半期(当期)純利益 金額 (百万円)	16,896	20,576	56,041	58,891
1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	42.83	52.16	142.06	149.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	42.83	9.33	89.90	7.22

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,890	7,923
繰延税金資産	167	244
短期貸付金	-	15,996
関係会社短期貸付金	171,050	177,718
未収還付法人税等	694	2,061
その他	529	1,306
貸倒引当金	-	5,397
流動資産合計	1 200,332	1 199,853
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	1	2
減価償却累計額	0	0
工具、器具及び備品（純額）	1	1
有形固定資産合計	1	1
投資その他の資産		
関係会社株式	452,916	451,144
関係会社長期貸付金	114,500	126,300
その他	0	17
投資その他の資産合計	567,417	577,462
固定資産合計	567,419	577,464
繰延資産		
社債発行費	95	65
繰延資産合計	95	65
資産合計	767,846	777,383
負債の部		
流動負債		
短期借入金	45,800	21,200
関係会社短期借入金	99,511	146,566
コマーシャル・ペーパー	50,000	24,000
未払金	72	848
未払費用	1,268	885
賞与引当金	288	135
未払法人税等	91	191
その他	16	149
流動負債合計	1 197,050	1 193,977
固定負債		
社債	24,000	24,000
長期借入金	90,500	102,300
関係会社事業損失引当金	192	429
固定負債合計	114,692	126,729
負債合計	311,742	320,707

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,047	50,102
資本剰余金		
資本準備金	18,395	18,450
その他資本剰余金	379,422	379,421
資本剰余金合計	397,817	397,871
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,323	7,664
利益剰余金合計	7,323	7,664
自己株式	167	209
株主資本合計	455,020	455,429
新株予約権	1,083	1,246
純資産合計	456,103	456,675
負債純資産合計	767,846	777,383

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 3,601	1 11,041
経営指導料	1 3,620	1 4,020
役務収益	1 1,113	1 1,029
営業収益合計	8,334	16,091
販売費及び一般管理費		
役員報酬	371	474
給料手当及び賞与	2,263	2,383
法定福利費	311	323
租税公課	253	274
地代家賃	186	200
支払手数料	242	11
業務委託費	637	862
その他	465	1,057
販売費及び一般管理費合計	1 4,733	1 5,588
営業利益	3,601	10,502
営業外収益		
受取利息	1 1,613	1 2,760
その他	7	6
営業外収益合計	1,621	2,766
営業外費用		
支払利息	1 1,299	1 2,254
社債利息	114	198
その他	83	224
営業外費用合計	1,498	2,677
経常利益	3,724	10,592
特別利益		
新株予約権戻入益	118	59
特別利益合計	118	59
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	-	5,397
関係会社株式評価損	781	1,773
関係会社事業損失引当金繰入額	192	237
災害による損失	69	-
特別損失合計	1,044	7,407
税引前当期純利益	2,798	3,244
法人税、住民税及び事業税	43	219
法人税等調整額	26	77
法人税等合計	69	141
当期純利益	2,728	3,102

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	50,024	50,047
当期変動額		
新株の発行	23	55
当期変動額合計	23	55
当期末残高	50,047	50,102
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	18,372	18,395
当期変動額		
新株の発行	23	55
当期変動額合計	23	55
当期末残高	18,395	18,450
その他資本剰余金		
当期首残高	379,570	379,422
当期変動額		
分割型の会社分割による減少	147	-
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	147	0
当期末残高	379,422	379,421
資本剰余金合計		
当期首残高	397,942	397,817
当期変動額		
新株の発行	23	55
分割型の会社分割による減少	147	-
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	124	54
当期末残高	397,817	397,871
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,539	7,323
当期変動額		
剰余金の配当	3,945	2,761
当期純利益	2,728	3,102
当期変動額合計	1,216	340
当期末残高	7,323	7,664
利益剰余金合計		
当期首残高	8,539	7,323
当期変動額		
剰余金の配当	3,945	2,761
当期純利益	2,728	3,102
当期変動額合計	1,216	340
当期末残高	7,323	7,664

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	58	167
当期変動額		
自己株式の取得	114	47
自己株式の処分	5	5
当期変動額合計	109	41
当期末残高	167	209
株主資本合計		
当期首残高	456,448	455,020
当期変動額		
新株の発行	46	110
剰余金の配当	3,945	2,761
分割型の会社分割による減少	147	-
当期純利益	2,728	3,102
自己株式の取得	114	47
自己株式の処分	5	4
当期変動額合計	1,427	408
当期末残高	455,020	455,429
新株予約権		
当期首残高	941	1,083
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	141	163
当期変動額合計	141	163
当期末残高	1,083	1,246
純資産合計		
当期首残高	457,389	456,103
当期変動額		
新株の発行	46	110
剰余金の配当	3,945	2,761
分割型の会社分割による減少	147	-
当期純利益	2,728	3,102
自己株式の取得	114	47
自己株式の処分	5	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	141	163
当期変動額合計	1,286	572
当期末残高	456,103	456,675

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

工具、器具及び備品 定率法

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産・負債

区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期金銭債権	416百万円	1,240百万円
短期金銭債務	850百万円	590百万円

2 偶発債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(株)岩田屋三越	1,388百万円	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹		12,000百万円
合計	1,388百万円	12,000百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
受取配当金	3,601百万円	11,041百万円
経営指導料	3,620百万円	4,020百万円
役務収益	1,113百万円	1,029百万円
販売費及び一般管理費	258百万円	323百万円
受取利息	1,613百万円	2,753百万円
支払利息	278百万円	866百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	60,048	115,950	5,408	170,590

- (注) 1 増加は、単元未満株式の買取請求によるものです。
2 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	170,590	56,224	5,948	220,866

- (注) 1 増加は、単元未満株式の買取請求によるものです。
2 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	11百万円	6百万円
1年超	12百万円	6百万円
合計	23百万円	12百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	444,916
(2) 関連会社株式	8,000
計	452,916

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	443,144
(2) 関連会社株式	8,000
計	451,144

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	130百万円	183百万円
未払事業税	33百万円	58百万円
ストックオプション費用	71百万円	124百万円
関係会社株式評価損	318百万円	910百万円
関係会社事業損失引当金	78百万円	153百万円
貸倒引当金	-	1,923百万円
その他	3百万円	3百万円
繰延税金資産小計	635百万円	3,355百万円
評価性引当額	468百万円	3,111百万円
繰延税金資産合計	167百万円	244百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.2%	6.4%
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	52.4%	138.5%
評価性引当額	15.5%	95.1%
新株予約権失効株戻入益	1.7%	0.8%
税率変更による期末繰延税金 資産の減額修正	-	0.5%
その他	0.2%	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	2.5%	4.4%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については、復興特別法人税が課税されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.7%から38.0%に変更されます。また、平成27年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.7%から35.6%に変更されます。

なお、この結果、税率変更による当事業年度末における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額に与える影響額は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の注記事項（企業結合等関係）における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,153.53円	1,154.36円
1株当たり当期純利益金額	6.92円	7.86円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6.92円	7.85円

(注) 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,728	3,102
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,728	3,102
普通株式の期中平均株式数(千株)	394,533	394,527
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	58	659
(うち新株予約権)(千株)	(58)	(659)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,015,500株)	新株予約権4種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 1,397,500株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	1	0		2	0	0	1
有形固定資産計	1	0		2	0	0	1
長期前払費用	31			31	14	14	17
繰延資産							
社債発行費	112			112	46	29	65
繰延資産計	112			112	46	29	65

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金		5,397			5,397
賞与引当金	288	135	288		135
関係会社事業損失引当金	192	237			429

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	7
預金	
当座預金	7,865
その他	50
計	7,916
合計	7,923

関係会社短期貸付金

相手先	金額(百万円)
株式会社三越伊勢丹	130,062
株式会社岩田屋三越	30,000
株式会社札幌丸井三越	8,500
株式会社三越伊勢丹フードサービス	4,625
株式会社三越環境デザイン	1,688
その他	2,842
計	177,718

関係会社株式

区分	銘柄	金額(百万円)
子会社株式	株式会社三越伊勢丹	430,332
	株式会社札幌丸井三越	2,637
	株式会社高松三越	2,056
	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	1,761
	株式会社新潟三越伊勢丹	1,669
	株式会社エムアイカード	1,175
	株式会社名古屋三越	1,063
	株式会社三越伊勢丹通信販売	1,041
	株式会社仙台三越	830
	その他	576
	計	443,144
関連会社株式	株式会社ジェイア-ル西日本伊勢丹	8,000
	計	8,000
	合計	451,144

関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
株式会社三越伊勢丹	126,300
計	126,300

関係会社短期借入金

区分	金額(百万円)
株式会社エムアイ友の会	81,034
株式会社エムアイカード	38,557
株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	4,685
株式会社名古屋三越	3,573
株式会社仙台三越	3,240
その他	15,474
計	146,566

長期借入金

区分	金額(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	20,000
株式会社日本政策投資銀行	20,000
株式会社三井住友銀行	18,000
中央三井信託銀行株式会社	17,500
その他	6,300
計	102,300

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取手数料	無料																												
公告掲載URL	http://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																												
株主に対する特典	<p>3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」(買物割引カード)を発行しております。</p> <p>有効期限 6月下旬発行の株主様ご優待カード 同年12月末日 12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日</p> <p>1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待 当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計105円(消費税を含む)以上のお買物(割引除外品目を除く)について利用限度額内で10%引きの割引を行います。 発行基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> <th>ご優待限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>15万円</td> <td rowspan="7">左記のご利用限度額の10%</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期保有の特典 確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。</p> <p>2. 株主様ご優待カード提示によるご優待 当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗(レストラン施設、スーパーマーケット等)、契約施設(ホテル)等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計105円(消費税を含む)以上の施設のご利用(割引除外品目を除く)で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。</p>			ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額	100株以上	300株未満	15万円	左記のご利用限度額の10%	300株以上	500株未満	20万円	500株以上	1,000株未満	25万円	1,000株以上	3,000株未満	50万円	3,000株以上	5,000株未満	75万円	5,000株以上	10,000株未満	100万円	10,000株以上		150万円
ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額																										
100株以上	300株未満	15万円	左記のご利用限度額の10%																										
300株以上	500株未満	20万円																											
500株以上	1,000株未満	25万円																											
1,000株以上	3,000株未満	50万円																											
3,000株以上	5,000株未満	75万円																											
5,000株以上	10,000株未満	100万円																											
10,000株以上		150万円																											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書	事業年度 第3期	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月27日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 第3期	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月27日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第4期 第1四半期	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月15日 関東財務局長に提出。
	第4期 第2四半期	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月14日 関東財務局長に提出。
	第4期 第3四半期	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月14日 関東財務局長に提出。
(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 第2期	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年6月27日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		平成23年6月28日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書		平成23年8月12日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書		平成23年12月26日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の割当決議）の規定に基づく臨時報告書		平成24年1月27日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書		平成24年3月13日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書の訂正報告書	平成24年1月27日提出の臨時報告書（新株予約権の割当決議）に係る訂正報告書		平成24年2月20日 関東財務局長に提出。
(7) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類			平成23年8月1日 関東財務局長に提出。
(8) 訂正発行登録書			平成23年8月12日 関東財務局長に提出。
			平成23年8月15日 関東財務局長に提出。
			平成23年11月14日 関東財務局長に提出。

平成23年12月26日
関東財務局長に提出。

平成24年2月3日
関東財務局長に提出。

平成24年2月14日
関東財務局長に提出。

平成24年2月20日
関東財務局長に提出。

平成24年3月13日
関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 弘 和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 諏 訪 部 修

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成23年4月1日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 弘 和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 諏 訪 部 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。